

官報 号外

昭和五十二年十二月七日

○第八十三回国 衆議院会議録 第一号(一)

昭和五十二年十二月七日(水曜日)

議事日程 第一号

昭和五十二年十二月七日

午前十時開議

- 第一 議席の指定
- 第二 会期の件
- 第三 議院運営委員長の選挙

○本日の会議に付した案件

日程第一 議席の指定

日程第二 会期の件

日程第三 議院運営委員長の選挙

災害対策を樹立するため委員四十人よりなる特別委員会、公職選挙法改正に関する調査をなすため委員二十五人よりなる特別委員会、科学技術振興の対策を樹立するため委員二十五人よりなる特別委員会、石炭に関する対策を樹立するため委員二十五人よりなる特別委員会、公害の対策並びに環境保全の諸施策を樹立するため委員二十五人よりなる特別委員会、物価問題等に関する対策を樹立するため委員二十五人よりなる特別委員会、交通安全に関する総合対策樹立のため委員二十五人よりなる特別委員会、沖縄及び北方問題に関する対策樹立のため委員二十五人よりなる特別委員会及びロッキード問題に関し徹底的に調査しその真相を解明するため委員三十人よりなるロッキード問題に関する調査特別委員会

昭和五十二年十二月七日 衆議院会議録第一号(一)

議席の指定 会期の件 議院運営委員長の選挙

特別委員会設置の件

午後零時八分開議

○議長(保利茂君) 諸君、第八十三回国会は本日をもって召集せられました。これより会議を開きます。

日程第一 議席の指定

○議長(保利茂君) 衆議院規則第十四条によりまして、諸君の議席は、議長において、ただいまの仮議席のとおり指定いたします。

日程第二 会期の件

○議長(保利茂君) 日程第二、会期の件につきお諮りいたします。今回の臨時会の会期は、十二月十日まで四日間といたしたいと思います。これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(保利茂君) 起立多数。よって、会期は四日間とするに決しました。

日程第三 議院運営委員長の選挙

○議長(保利茂君) 日程第三、議院運営委員長の選挙を行います。

○互力君 議院運営委員長の選挙は、その手続を省略して、議長において指名されんことを望みます。

○議長(保利茂君) 互力君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よって、動議のごとく決しました。

議長は、議院運営委員長に細田吉藏君を指名いたします。

〔拍手〕

特別委員会設置の件

○議長(保利茂君) 特別委員会の設置につきお諮りいたします。

災害対策を樹立するため委員四十人よりなる特別委員会

公職選挙法改正に関する調査をなすため委員二十五人よりなる特別委員会

科学技術振興の対策を樹立するため委員二十五人よりなる特別委員会

石炭に関する対策を樹立するため委員二十五人よりなる特別委員会

公害の対策並びに環境保全の諸施策を樹立するため委員二十五人よりなる特別委員会

物価問題等に関する対策を樹立するため委員二十五人よりなる特別委員会

交通安全に関する総合対策樹立のため委員二十五人よりなる特別委員会

沖縄及び北方問題に関する対策樹立のため委員二十五人よりなる特別委員会

ロッキード問題に関し徹底的に調査しその真相を解明するため委員三十人よりなるロッキード問題に関する調査特別委員会

を設置いたしたいと存じます。これに御異議ありませんか。

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よって、そのとおり決しました。

ただいま議決されました九特別委員会の委員は追って指名いたします。

○議長(保利茂君) この際、暫時休憩いたします。

午後零時十二分休憩

議席の指定 会期の件 議院運営委員長の選挙 特別委員会設置の件

午後零時十二分休憩

て議題といたします。
委員長の報告を求めます。法務委員長上村千一郎君。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書
〔本号(一)末尾に掲載〕

〔上村千一郎君登壇〕

○上村千一郎君 ただいま議題となりました両法律案について、法務委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

両法律案は、一般の政府職員の給与の改善に伴い、裁判官及び検察官についても、一般の政府職員の場合に準じてその給与を改善しようとするものであります。

その内容は、最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官の報酬並びに検事総長、次長検事及び検事長の俸給については、これに対応する内閣総理大臣その他の特別職の職員の俸給の増額、その他の裁判官の報酬並びに検察官の俸給については、これに対応する一般職の職員の俸給の増額におおむね準じてそれぞれこれを増額し、これらの改正を本年四月一日にさかのぼって適用しようとするものであります。

御承知のとおり、この両法律案は、前国会、本院において可決され、参議院に送付されましたが、同院において審査未了となりましたため、再び今国会に提出されたものであります。

当委員会におきましては、本日、両法律案について提案理由の説明を聴取した後、直ちに採決の結果、両法律案は全会一致をもって、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

昭和五十二年十二月七日 衆議院会議録第一号(一)

○議長(保利茂君) 両案を一括して採決いたします。

両案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よつて、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

○瓦力君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、健康保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案とともに、社会労働委員長提出、特定不況業種離職者臨時措置法案及び国際協定の締結に伴う漁業離職者に関する臨時措置法案の両案は、委員会の審査を省略して、三案を一括議題となし、委員長の報告及び趣旨弁明を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(保利茂君) 瓦力君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

健康保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

特定不況業種離職者臨時措置法案(社会労働委員長提出)

国際協定の締結に伴う漁業離職者に関する臨時措置法案(社会労働委員長提出)

○議長(保利茂君) 健康保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案、特定不況業種離職者臨時措置法案、国際協定の締結に伴う漁業離職者に関する臨時措置法案、右三案を一括して議題といたします。

委員長の報告及び趣旨弁明を求めます。社会労働委員長長橋本龍太郎君。

健康保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案及び同報告書
特定不況業種離職者臨時措置法案
国際協定の締結に伴う漁業離職者に関する臨時措置法案
〔本号(一)末尾に掲載〕

○橋本龍太郎君 ただいま議題となりました健康保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案について、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、健康保険制度の健全な運営と内容の充実を図るため、標準報酬及び一部負担金の改定並びに傷病手当金の支給期間の延長を行うとともに、臨時的な措置として賞与等についての特別保険料の徴収について定め、あわせて、船員保険についても標準報酬及び一部負担金の改定を行うとするものであり、その主な内容は、健康保険法においては、

第一に、標準報酬の上限を三十二万円から三十八万円に改定すること、

第二に、当面の臨時的な措置として、政府管掌健康保険の被保険者の受ける賞与等から千分の二十を特別保険料として徴収し、事業主及び被保険者がそれぞれ二分の一ずつ負担すること、また、健康保険組合の場合は、規約の定めるところにより、特別保険料を徴収できることとし、その料率は千分の二十の範囲内、被保険者負担分は二分の一以下とすること、

第三に、初診時一部負担金の額を二百円から七百円に、入院時一部負担金の額を一日当たり六十円から二百円に改定すること、なお、継続療養給付を受ける者の入院時一部負担金の額は、一日当たり三十円から百円とすること、

第四に、傷病手当金の支給期間を六カ月から一年六月に延長すること

であります。

船員保険法においては、標準報酬及び初診時一部負担金について、健康保険法に準じた改正を行うこと等であり、

本案は、本日付託となり、本日の委員会において質疑を終了いたしました。本案に対し、自由民主党及び新自由クラブより修正案が提出されました。

その要旨は、

第一に、本法律案の題名を健康保険法等の一部を改正する法律案に改めること、

第二に、初診時一部負担金の額を七百円から六百円に引き下げること、

第三に、健康保険制度については、その全般に関する速やかな検討により、この法律の施行後三年を目途として必要な措置が講じられるものとし、その必要な措置が講じられるまでの間、特別保険料を徴収できるものとする、

第四に、政府管掌健康保険の特別保険料の料率を千分の二十から千分の十に引き下げ、被保険者負担分の五分の二を、当分の間、免除し、免除された額に相当する額を国庫が補助すること、

第五に、健康保険組合の特別保険料の料率を千分の二十の範囲内から千分の十の範囲内とする、

第六に、国民健康保険組合に対する国の補助を、組合の財政力等を勘案して、療養の給付費等の額の百分の四十に相当する額に達するまでの範囲内において、増額することができることとし、昭和五十三年四月一日から施行すること、

等であり、

次いで、採決の結果、本案は修正議決すべきものと決しました。

健康保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案外一案

のと議決した次第であります。

次に、特定不況業種離職者臨時措置法案について申し上げます。

最近における雇用、失業情勢は、経済基調の变化、国際経済環境の変化、長期にわたる不況等の経済的事情により、一段と厳しい状況にありま

す。このため、景気の早期かつ確実な回復を目指す総合的な経済対策が進められている一方、雇用対策についても必要な措置が講じられていないところであり、なお構造的な問題等を抱え、深刻な事態に直面している業種が少なくない現状にあります。

これらの不況業種の事業分野においては、事業規模の縮小等が行われ、一時に多数の離職者が発生することが見込まれるため、失業の予防、再就職の促進等について特別の措置を講ずることが、当面の緊急課題となっております。

このような問題に対処するため、特別の法律を制定すべく鋭意検討し、前国会に提出いたしました経緯にかんがみ、本案は、本日の社会労働委員会においてこれを成案とし、内閣の意見を聴取した後、全会一致をもって社会労働委員会提出の法律案とすることに決した次第であります。

次に、その内容の概要を御説明申し上げます。第一に、この法律の対象となる「特定不況業種」は、国の施策等に基づき事業規模の縮小等がなされ、これに伴い相当数の離職者が発生し、または発生するおそれがある業種とし、政令で指定することといたしております。

第二に、特定不況業種離職者等の失業の予防及び再就職の促進に関する事業主の責務を明らかにするとともに、国及び地方公共団体も事業主に對する援助等必要な施策を講ずるよう努めなければならないことといたしております。

第三に、特定不況業種事業主であつて、一定規模以上の事業規模の縮小等を行おうとする者は、労働組合等の意見を聞き、再就職援助等に関する

計画を作成し、公共職業安定所長の認定を受けなければならないことといたしております。

第四に、特定不況業種の労働者の失業を予防するため、再就職援助等に関する計画について公共職業安定所長の認定を受けた事業主に對しては、雇用安定事業の事業転換等雇用調整事業を行うことといたしております。

第五に、一年以上の継続雇用等一定の要件に該当する特定不況業種離職者に対して、求職手帳を發給し、就職促進指導官による就職指導を行うとともに、その者の再就職の促進を図るため、就職促進手当、訓練手当等各種の給付金を支給することといたしております。

第六に、特定不況業種離職者の雇用機会を増大するため、手帳所持者を常用労働者として雇い入れる事業主に對して助成金を支給するとともに、公共事業の計画実施者等に対する特定不況業種離職者の雇入れの促進についての配慮の要請等、必要な措置を講ずることといたしております。

第七に、四十歳以上である手帳所持者等であつて、一定の要件に該当する者に対する雇用保険または船員保険の個別延長給付の日数は、現行の日数に三十日を加え、九十日とすることといたしております。

第八に、この法律は、公布の日から起算して七日を経過した日から施行し、施行の日から起算して二年を経過した日にその効力を失ふことといたしております。

なお、昭和五十二年十二月一日から施行日の前日までの間に離職を余儀なくされた労働者について、所要の経過措置を定めることといたしております。

以上がこの法律案の内容の概要であります。何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

次に、国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法案について申し上げます。

漁業再建整備特別措置法や雇用対策法に基づき必要な措置が講じられていないところであり、最近における漁業をめぐる国際環境は、二百海里問題等を中心に急激に変化したしております。

このような状況下において、国際協定の締結等がなされ、これに伴つて実施される漁船の隻数の縮減に伴い、一時に多数の漁業離職者が発生することが見込まれております。このため、これら離職者の再就職の促進等について特別の措置を講ずることが、当面の緊急課題となっております。

このような問題に対処するため、特別の法律を制定すべく鋭意検討し、前国会に提出いたしました経緯にかんがみ、本案は、本日の社会労働委員会においてこれを成案とし、内閣の意見を聴取した後、全会一致をもって社会労働委員会提出の法律案とすることに決した次第であります。

次に、その内容の概要を御説明申し上げます。第一に、この法律の対象となる「特定漁業」は、国際協定の締結等により緊急に漁船の隻数を縮減することを余儀なくされ、これに伴い一時に相当数の離職者が発生する業種として政令で指定することといたしております。

第二に、漁業離職者の再就職を容易にするため、必要な職業訓練について特別の措置を講ずることといたしております。

第三に、離職の日が一定期間内にあること、一定期間以上特定漁業に従事していたこと等の要件に該当する漁業離職者に対して漁業離職者求職手帳を發給し、就職指導等を行うとともに、その者の再就職の促進を図るため、就職促進手当、訓練手当等各種の給付金を支給することといたしております。

第四に、公共事業の計画実施者等に対し、漁業離職者の雇入れの促進について配慮するよう要請することができることといたしております。

第五に、船員となるうとする漁業離職者に関する本法の適用について、特例その他の措置を講ずることといたしております。

第六に、四十歳以上である手帳所持者であつて、一定の要件に該当する者に対する船員保険の個別延長給付の日数は、現行の日数に三十日を加え、九十日とすることといたしております。

第七に、この法律は、公布の日から起算して七日を経過した日から施行し、施行の日から起算して二年を経過した日にその効力を失ふことといたしております。

以上がこの法律案の内容の概要であります。何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。(拍手)

○議長(保利茂君) これより採決に入ります。まず、健康保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案につき採決いたします。本案の委員長報告の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(保利茂君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり決しました。(拍手)
次に、特定不況業種離職者臨時措置法案、国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法案の両案を一括して採決いたします。

両案を可決するに御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よつて、両案とも可決いたしました。

○瓦力君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。
すなわち、この際、内閣提出、国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道法の一部を改正する法律案とともに、運輸委員長提出、船員の雇用の促進に関する特別措置法案は、委員会の審査を省略して、両案を一括議題となし、委員長の報告及び趣旨弁明

を求め、その審議を進められんことを望みます。
○議長(保利茂君) 瓦力君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道法の一部を改正する法律案(内閣提出)
船員の雇用の促進に関する特別措置法案(運輸委員長提出)

○議長(保利茂君) 国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道法の一部を改正する法律案、船員の雇用の促進に関する特別措置法案、右両案を一括して議題といたします。
委員長の報告及び趣旨弁明を求めます。運輸委員長大野明君。

国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道法の一部を改正する法律案及び同報告書
船員の雇用の促進に関する特別措置法案
〔本号(一)末尾に掲載〕

〔大野明君登壇〕

○大野明君 まず、国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道法の一部を改正する法律案につきまして、運輸委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、日本国有鉄道の経営の現状にかんがみ、鉄道の普通旅客運賃の質、航路の普通旅客運賃及び車扱貨物運賃の質の決定について臨時の特例を定め、あわせて、日本国有鉄道の投資の対象となる事業の範囲を拡大する等の措置を講ずることにより、その経営の健全性の確立を図らうとするもので、その主な内容は次のとおりであります。

国有鉄道運賃法の改正につきましては、
第一に、当分の間、鉄道の普通旅客運賃の質

率、航路の普通旅客運賃及び車扱貨物運賃の質率につきましても、運輸大臣の認可を受けて国鉄が定める質率または運賃によることとし、これらの質率もしくは運賃、または国有鉄道運賃法第九条の二の運賃もしくは料金につきまして運輸大臣が認可しようとするときは、一の事業年度において実施されるすべての新たな質率等の実施による平年度収入の増加見込み額の総額が、当該年度の国鉄の経費の増加見込み額を超えないものとする。

第二に、さきの日本国有鉄道法の改正により、いわゆるたな上げ措置を講じた特定債務に相当する額である二兆五千四百四億五千万円を除いた国鉄の累積赤字が解消されたときは、右の措置により新たな質率または運賃を定めることはできないこと
といたしております。

日本国有鉄道法の改正につきましては、
第一に、国鉄の投資対象事業の範囲を拡大いたしまして、国鉄の委託によりその業務の一部を行う事業、国鉄の所有する施設または土地の高度利用に資する事業及びその営業線の利用の促進に資する事業を追加すること、
第二に、政府は、国鉄の経営の健全性の確立のため必要があると認めるときは、国鉄に対し、無利子貸し付けを行うことができること
といたしております。

本案は、今十二月七日本院に提出され、本委員会に付託となり、政府から提案理由の説明を聴取し、討論に入りましたところ、日本社会党の渡辺芳男君、公明党・国民会議の石田幸四郎君及び日本共産党・革新共同の小林政子君からそれぞれ反対の意見が述べられた後、採決の結果、本案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)
次に、船員の雇用の促進に関する特別措置法案について、趣旨弁明を申し上げます。

近年、わが国海上企業をめぐる経済事情及び国際環境の変化等は著しく、このため離職を余儀なくされる船員が多数発生し、再就職が容易に進まない状況にあります。また、外航海運業を中心として、船員は過剰雇用の状態になっており、このまま放置すれば、近い将来、さらに多くの離職船員の発生という憂慮すべき事態を招くおそれがあります。

しかしながら、現行法においては、離職船員が再び船員として就職しようとする場合、国際的規制等により減給を余儀なくされる漁業を除いて、再就職促進等のための給付金制度が一般的に設けられておらず、特定不況業種離職者臨時措置法案においても、船員にならうとする離職者については特別の措置が適用されないこととなっております。また、わが国船員が船員として活躍の場を確保することを促進するための体制が必ずしも整備されておられません。

以上の点にかんがみ、特定の事情に基づく離職船員が、船員として再就職しようとする場合に支給される就職促進給付金について、一般的制度を設けるとともに、特定不況業種離職船員に係る就職促進給付金の支給について特別の措置を講ずることとするほか、運輸大臣が船員雇用促進センターとして指定する公益法人に船員の雇用の促進等の事業を行わせようとするのが本案起草の趣旨であります。

次に、本案の内容について申し上げます。
第一に、政府は、他の法令の規定に基づき支給するものを除くほか、経済事情及び国際環境の変化等に伴い離職を余儀なくされた船員であつて再び船員とならうとする者の就職を容易にし、及び促進するため、求職者または事業主に対して就職促進給付金を支給することができることといたしております。
第二に、特定不況業種離職船員に係る就職促進給付金の支給については、特定不況業種離職者臨時措置法の規定による給付金等の支給の例に準じておきます。

て、特別の措置を講ずることといたしております。
第三に、運輸大臣は、一定の要件を備える公益法人の申請に応じて、船員の職域の開拓、技能訓練その他船員の雇用の促進等のために必要な事業を行う者として船員雇用促進センターを指定することができることとし、同センターの事業、船員職業安定法の適用除外、国の助成、監督等、同センターに関し必要な規定を整備することといたしております。

なお、本案は予算を伴う法律案でありますので、本案を決定するに際しまして、内閣の意見を聴取いたしました。
以上であります。
何とぞ、御賛成いただきますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(保利茂君) これより採決に入ります。
まず、国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道法の一部を改正する法律案につき採決いたします。
本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○議長(保利茂君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。(拍手)
次に、船員の雇用の促進に関する特別措置法案につき採決いたします。
本案を可決するに御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

○議長(保利茂君) 本日は、これにて散会いたします。
午後六時三十六分散会

昭和五十二年十二月七日 衆議院會議録第一号(一) 朗読を省略した議長の報告

出席國務大臣

- 法務大臣 瀬戸山三男君
- 厚生大臣 小沢 辰男君
- 運輸大臣 福永 健司君
- 労働大臣 藤井 勝志君
- 國務大臣 稻村佐近四郎君
- 國務大臣 金丸 信君

○朗読を省略した議長の報告

(臨時国会召集要求書送付)

一、去る十一月二十八日、議員安島友義君外二百二十三名から、内閣総理大臣福田赳夫君あての次のとおりの臨時国会召集要求書を受領したので、即日、保利議長から、内閣に送付した。

臨時国会召集要求書

最近における経済情勢の重大性にかんがみ、当面離職者法案等、国民生活関連案件を緊急に処理するため、すみやかに臨時国会を召集するよう、日本国憲法第五十三条により要求する。

昭和五十二年十一月二十八日

安島友義外二百二十三名

代表者 平林 剛

大久保直彦

玉置 一徳

山口 敏夫

内閣総理大臣 福田 赳夫殿

安島友義外二百二十三名連名

(要求書送付通知)

一、去る十一月二十八日、大久保本院事務総長から、植木参議院事務総長あて、本院議員安島友義君外二百二十三名から臨時国会召集要求書が提出され、即日、内閣に送付した旨通知した。

(通知書受領)

一、去る三日、福田内閣総理大臣から次の書面を受領した。

内閣第一九六号

昭和五十二年十二月三日

朗読を省略した議長の報告

内閣総理大臣 福田 赳夫

衆議院議長 保利 茂殿

政府は、当面の諸案件の審議を求めため、来る十二月七日に、臨時国会を召集することに決定いたしましたから、よろしくお取り計らい下さい。

おつて、本年十一月二十八日衆議院第二四七号をもつて御送付の臨時国会召集要求書に対しては、本日貴院議員安島友義君外二百二十三名の代表者平林剛君、大久保直彦君、玉置一徳君、山口敏夫君あて別紙書面を送付しましたので、お含みまでに申し添えます。

(別紙)

内閣第一九六号

昭和五十二年十二月三日

内閣官房長官 安倍晋太郎

衆議院議員 平林 剛殿

衆議院議員 大久保直彦殿

衆議院議員 玉置 一徳殿

衆議院議員 山口 敏夫殿

さきに、貴院方を代表とする安島友義君外二百二十三名の方々から衆議院議長を経由して内閣総理大臣あて臨時国会の召集要求書の提出がありました。政府は、来る十二月七日に、臨時国会を召集することに決定いたしましたので、この旨御了承下さい。

(辞職許可)

一、去る十一月二十九日、議長において、裁判官弾劾裁判所裁判員荒松清十郎君の辞職を許可した。

(辞職通知)

一、去る十一月二十九日、大久保本院事務総長から稲葉裁判官弾劾裁判所裁判員職務代行及び植木参議院事務総長あて、議長において裁判官弾劾裁判所裁判員荒松清十郎君の辞職を許可した旨通知した。

(常任委員長辞任)

一、去る十一月二十八日、議長において、次の常

任委員長の辞任を許可した。

議院運営委員長

(理事補欠選任)

一、去る三日、議院運営委員長において、次のとおり理事の補欠を指名した。

理事 塩川正十郎君(理事森喜朗君去る十一月二十八日委員辞任につきその補欠)

理事 箕輪 登君(理事三塚博君去る十一月三十日委員辞任につきその補欠)

理事 松永 光君(理事江藤隆美君去る三

日理事辞任につきその補欠)

理事 有馬 元治君(理事山下徳夫君去る三

日理事辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十一月二十八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員 井出 太郎君 補欠 海部 俊樹君

法務委員 中川 一郎君 補欠 石田 博英君

外務委員 福永 健司君 補欠 渡辺美智雄君

大蔵委員 宮澤 喜一君 補欠 石原慎太郎君

砂田 重民君 補欠 小宮山重四郎君

砂田 達雄君 補欠 小川 平二君

文教委 村山 達雄君 補欠 塩川正十郎君

森 喜朗君 補欠 西村 英一君

運輸委員

小沢 辰男君 補欠 田澤 吉郎君

通信委員

荒松清十郎君 補欠 田村 元君

服部 安司君 補欠 長谷川四郎君

予算委員

安倍晋太郎君 補欠 田中 龍夫君

稻村佐近四郎君 補欠 倉成 正君

越智 通雄君 補欠 宇野 宗佑君

櫻内 義雄君 補欠 坊 秀男君

藤井 勝志君 補欠 井出 太郎君

議院運営委員

金丸 信君 補欠 三原 朝雄君

森 喜朗君 補欠 村田敬次郎君

懲罰委員

河本 敏夫君 補欠 鈴木 善幸君

近藤 鉄雄君 補欠 浜田 幸一君

竹中 修一君 補欠 村田敬次郎君

塚田 徹君 補欠 小宮山重四郎君

内閣委員

堀之内久男君 補欠 中山 利生君

外務委員

小宮山重四郎君 補欠 奥田 敬和君

大蔵委員

塩川正十郎君 補欠 森 美秀君

昭和五十二年十二月七日 衆議院會議録第一号(一)

朗読を省略した議長の報告

文教委員 丹羽 久章君 高鳥 修君

社会労働委員 西村 英一君 唐沢俊二郎君

農林水産委員 戸井田三郎君 越智 伊平君

農工委員 阿部 文男君 堀之内久男君

運輸委員 愛野興一郎君 倉成 正君

通信委員 今井 勇君 羽田 孜君

建設委員 染谷 誠君 國場 幸昌君

予算委員 向山 一人君 三原 朝雄君

決算委員 前田治一郎君 松永 光君

議院運営委員 三塚 博君 佐藤 守良君

丹羽 久章君 西村 英一君

北川 石松君 有馬 元治君

三塚 博君 塩川正十郎君

村田敬次郎君 箕輪 登君

渡部 恒三君 松永 光君

大蔵委員 小川 平二君 宇野 宗佑君

農工委員 中島 衛君 小川 平二君

予算委員 宇野 宗佑君 塩崎 潤君

議院運営委員 細田 吉藏君 三原 朝雄君

江藤 隆美君 加藤 紘一君

山下 徳夫君 渡部 恒三君

(特別委員辞任及び補欠選任)

公職選挙法改正に関する調査特別委員

物価問題等に関する特別委員

沖繩及び北方問題に関する特別委員

越智 通雄君 中尾 栄一君

中川 一郎君 有馬 元治君

森 喜朗君 村田敬次郎君

山田 久就君 住 栄作君

災害対策特別委員

科学技術振興対策特別委員

竹中 修一君 玉生 孝久君

宮崎 茂一君 森山 欽司君

愛野興一郎君 三原 朝雄君

公害対策並びに環境保全特別委員

交通安全対策特別委員

阿部 文男君 佐藤 守良君

丹羽 久章君 水平 豊彦君

野中 英二君 中村喜四郎君

前田治一郎君 石川 要三君

阿部 文男君 森田 欽二君

竹中 修一君 國場 幸昌君

近藤 鉄雄君 松永 光君

玉生 孝久君 宇野 宗佑君

森山 欽司君 小宮山重四郎君

沖繩及び北方問題に関する特別委員

(議案提出) 森田 欽二君 石原慎太郎君

一、今七日、委員長から提出した議案は次のとおりである。

船員の雇用の促進に関する特別設置法案(運輸委員長提出)

特定不況業種離職者臨時措置法案(社会労働委員長提出)

国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法案(社会労働委員長提出)

一、今七日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案

国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道法の一部を改正する法律案

健康保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

一、今七日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出第一号)

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四号)

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第五号)

昭和五十二年十二月七日 衆議院會議録第一号(一) 朗読を省略した議長の報告 第八十二回国会閉会中審査報告書

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)

以上四件 内閣委員会 付託
裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第七号)

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第八号)

以上二件 法務委員会 付託
健康保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第三号) 社会労働委員会 付託
国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道法の一部を改正する法律案(内閣提出第二号) 運輸委員会 付託

一、今日、委員会に付託された今国会継続の議案は次のとおりである。

人口急増地域対策等特別措置法案(小川新一郎君外一名提出、第八十回国会衆法第二二二号)
公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案(小川新一郎君外三名提出、第八十回国会衆法第三二二号)

国と地方公共団体との財政上の負担関係の健全化に関する法律案(小川新一郎君外三名提出、第八十回国会衆法第四四号)

以上三件 地方行政委員会 付託
犯罪被害補償法案(沖本泰幸君外二名提出、第八十回国会衆法第一二二号)

刑事補償法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案(沖本泰幸君外二名提出、第八十回国会衆法第一三二号)

政治亡命者保護法案(横山利秋君外六名提出、第八十回国会衆法第四〇号)

刑法の一部を改正する法律案(横山利秋君外五名提出、第八十回国会衆法第四一〇号)

刑法の一部を改正する法律案(内閣提出、第八十回国会衆法第七六号)

以上五件 法務委員会 付託
有価証券取引税法の一部を改正する法律案(村山喜一君外九名提出、第八十回国会衆法第一四

号)

法人税法の一部を改正する法律案(村山喜一君外九名提出、第八十回国会衆法第一五五号)

土地増価税法(村山喜一君外九名提出、第八十回国会衆法第一七〇号)

銀行法の一部を改正する法律案(村山喜一君外九名提出、第八十回国会衆法第四三三号)

貸金業法案(坂口力君外三名提出、第八十回国会衆法第四九〇号)

以上五件 大蔵委員会 付託
母子家庭の母等である勤労婦人の雇用の促進に関する特別措置法案(枝村要作君外五名提出、第八十回国会衆法第四七〇号)

原子爆弾被害者等援護法案(大原亨君外六名提出、第八十二回国会衆法第一号)

以上二件 社会労働委員会 付託
小売商業調整特別措置法の一部を改正する法律案(中村重光君外九名提出、第八十二回国会衆法第六〇号)

小売商業調整特別措置法の一部を改正する法律案(橋口隆君外四名提出、第八十二回国会衆法第七〇号)

日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法案(内閣提出、第八十回国会衆法第三〇号)

以上三件 商工委員会 付託
地方陸上交通事業維持整備法案(久保三郎君外三十八名提出、第八十回国会衆法第二四四号)

中小民営交通事業者の経営基盤の強化に関する臨時措置法案(久保三郎君外三十八名提出、第八十回国会衆法第二五五号)

交通事業における公共割引の国庫負担に関する法律案(久保三郎君外三十八名提出、第八十回国会衆法第二六六号)

中小民営交通事業金融公庫法案(久保三郎君外三十八名提出、第八十回国会衆法第二七七号)

特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法案(内閣提出、第八十二回国会衆法第八号)

以上五件 運輸委員会 付託
住宅基本法案(岡本富夫君外二名提出、第八十回国会衆法第七〇号)

公営住宅法の一部を改正する法律案(岡本富夫君外二名提出、第八十回国会衆法第八〇号)

住宅保障法案(下平正二君外六名提出、第八十回国会衆法第三三三号)

日本住宅公団法の一部を改正する法律案(岡本富夫君外二名提出、第八十回国会衆法第四八〇号)

以上四件 建設委員会 付託
昭和五十年年度一般会計歳入歳出決算
昭和五十年年度特別会計歳入歳出決算
昭和五十年年度国税収金整理資金受払計算書
昭和五十年年度国庫増減及び現在額総計算書
昭和五十年年度国有財産無償貸付状況総計算書

原子力基本法等の一部を改正する法律案(内閣提出、第八十回国会衆法第二五五号)

科学技術振興対策特別委員会 付託
環境影響事前評価による開発事業の規制に関する法律案(土井たか子君外四名提出、第八十回国会衆法第三四四号)

環境影響事前評価による開発事業の規制に関する法律案(古寺宏君外二名提出、第八十回国会衆法第三九〇号)

以上三件 公害対策並びに環境保全特別委員会 付託
一、今日、委員会に付託された第八十回国会提出の議案は次のとおりである。

日本放送協会昭和五十年年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書 通信委員会 付託

(議案送付)
一、今日、予備審査のため次の本院議員提出案

を参議院に送付した。
船員の雇用の促進に関する特別措置法案(運輸委員長提出)

特定不況業種離職者臨時措置法案(社会労働委員長提出)

国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法案(社会労働委員長提出)

第八十二回国会閉会中審査報告書
行政機構並びにその運営に関する件等閉会中審査報告書

一 行政機構並びにその運営に関する件
二 恩給及び法制一般に関する件
三 国の防衛に関する件
四 公務員の制度及び給与に関する件
五 栄典に関する件

右各件は審査を終了するに至らなかつた。
昭和五十二年十二月六日
衆議院議長 保利 茂殿
内閣委員長 正示啓次郎

人口急増地域対策等特別措置法案等閉会中審査報告書
一 人口急増地域対策等特別措置法案(小川新一郎君外一名提出、第八十回国会衆法第二二二号)

二 公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案(小川新一郎君外三名提出、第八十回国会衆法第三二二号)

三 国と地方公共団体との財政上の負担関係の健全化に関する法律案(小川新一郎君外三名提出、第八十回国会衆法第四四号)

四 地方自治に関する件
五 地方財政に関する件
六 警察に関する件
七 消防に関する件

右各件は審査を終了するに至らなかつた。

右報告する。

昭和五十二年十二月六日

地方行政委員長 地崎宇三郎

衆議院議長 保利 茂殿

刑法の一部を改正する法律案等閉会中審査報告書

一 刑法の一部を改正する法律案(内閣提出、第八十回国会衆議院第七六号)

二 犯罪被害者補償法案(沖本泰幸君外二名提出、第八十回国会衆議院第一二二号)

三 刑事補償法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案(沖本泰幸君外二名提出、第八十回国会衆議院第一三三号)

四 政治亡命者保護法案(横山利秋君外六名提出、第八十回国会衆議院第四〇号)

五 刑法の一部を改正する法律案(横山利秋君外五名提出、第八十回国会衆議院第四一四号)

六 裁判所の司法行政に関する件

七 法務行政及び検察行政に関する件

八 国内治安及び人権擁護に関する件

右各件は審査を終了するに至らなかった。右報告する。

昭和五十二年十二月六日

法務委員長 上村千一郎

衆議院議長 保利 茂殿

国際情勢に関する件閉会中審査報告書

一 国際情勢に関する件

右件は審査を終了するに至らなかった。右報告する。

昭和五十二年十二月六日

外務委員長 竹内 黎一

衆議院議長 保利 茂殿

有価証券取引税法の一部を改正する法律案等閉会中審査報告書

一 有価証券取引税法の一部を改正する法律案(村山喜一君外九名提出、第八十回国会衆議院第一四四号)

二 法人税法の一部を改正する法律案(村山喜一君外九名提出、第八十回国会衆議院第一五五号)

三 土地増価税法(村山喜一君外九名提出、第八十回国会衆議院第一七〇号)

四 銀行法の一部を改正する法律案(村山喜一君外九名提出、第八十回国会衆議院第三三三号)

五 貸金業法案(坂口力君外三名提出、第八十回国会衆議院第四九号)

六 国の会計に関する件

七 税制に関する件

八 関税に関する件

九 金融に関する件

一〇 証券取引に関する件

一一 外国為替に関する件

一二 国有財産に関する件

一三 専売事業に関する件

一四 印刷事業に関する件

一五 造幣事業に関する件

右各件は審査を終了するに至らなかった。右報告する。

昭和五十二年十二月六日

大蔵委員長 小淵 惠三

衆議院議長 保利 茂殿

文教行政の基本施策に関する件等閉会中審査報告書

一 文教行政の基本施策に関する件

二 学校教育に関する件

三 社会教育に関する件

四 体育に関する件

五 学術研究及び宗教に関する件

六 国際文化交流に関する件

七 文化財保護に関する件

右各件は審査を終了するに至らなかった。右報告する。

昭和五十二年十二月六日

文教委員長 藤尾 正行

衆議院議長 保利 茂殿

母子家庭の母等である勤労婦人の雇用の促進に関する特別措置法案等閉会中審査報告書

一 母子家庭の母等である勤労婦人の雇用の促進に関する特別措置法案(枝村要作君外五名提出、第八十回国会衆議院第四七号)

二 原子爆弾被害者等援護法案(大原亨君外六名提出、衆法第一号)

三 厚生関係の基本施策に関する件

四 労働関係の基本施策に関する件

五 社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する件

六 労使関係、労働基準及び雇用・失業対策に関する件

右各件は審査を終了するに至らなかった。右報告する。

昭和五十二年十二月六日

社会労働委員長 橋本龍太郎

衆議院議長 保利 茂殿

農林水産業の振興に関する件等閉会中審査報告書

一 農林水産業の振興に関する件

二 農林水産物に関する件

三 農林水産業団体に関する件

四 農林水産金融に関する件

五 農林漁業災害補償制度に関する件

右各件は審査を終了するに至らなかった。右報告する。

昭和五十二年十二月六日

農林水産委員長 金子 岩三

衆議院議長 保利 茂殿

日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法案等閉会中審査報告書

一 日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法案(内閣提出、第八十回国会衆議院第三〇号)

二 小売商業調整特別措置法の一部を改正する法律案(中村重光君外九名提出、衆法第六号)

三 小売商業調整特別措置法の一部を改正する法律案(橋口隆君外四名提出、衆法第七号)

四 通商産業の基本施策に関する件

五 中小企業に関する件

六 資源エネルギーに関する件

七 特許及び工業技術に関する件

八 経済の計画及び総合調整に関する件

九 私的独占の禁止及び公正取引に関する件

一〇 鉱業と一般公益との調整等に関する件

右各件は審査を終了するに至らなかった。右報告する。

昭和五十二年十二月六日

商工委員長 野呂 恭一

衆議院議長 保利 茂殿

地方陸上交通事業維持整備法案等閉会中審査報告書

一 地方陸上交通事業維持整備法案(久保三郎君外三十八名提出、第八十回国会衆議院第二四四号)

二 中小民営交通事業者の経営基盤の強化に関する臨時措置法案(久保三郎君外三十八名提出、第八十回国会衆議院第二五五号)

三 交通事業における公共割引の国庫負担に関する法律案(久保三郎君外三十八名提出、第八十回国会衆議院第二六六号)

四 中小民営交通事業金融公庫法案(久保三郎君外三十八名提出、第八十回国会衆議院第二六六号)

昭和五十二年十二月七日 衆議院会議録第一号(一)

第八十二回国会閉会中審査報告書

昭和五十二年十二月七日 衆議院會議録第一号(一) 朗読を省略した議長の報告

外三十八名提出、第八十回国会衆法第二七号)

五 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法案

(内閣提出第八号)

六 陸運に関する件

七 海運に関する件

八 航空に関する件

九 日本国有鉄道経営に関する件

一〇 港湾に関する件

一一 海上保安に関する件

一二 観光に関する件

一三 気象に関する件

右各件は審査を終了するに至らなかつた。
右報告する。

昭和五十二年十二月六日

運輸委員長 大野 明

衆議院議長 保利 茂殿

一 通信行政に関する件等閉会中審査報告書

二 郵政事業に関する件

三 郵政監察に関する件

四 電気通信に関する件

五 電波監理及び放送に関する件

右各件は審査を終了するに至らなかつた。
右報告する。

昭和五十二年十二月六日

通信委員長 八百板 正

衆議院議長 保利 茂殿

住宅基本法案等閉会中審査報告書

一 住宅基本法案(岡本富夫君外二名提出、第八十回国会衆法第七号)

二 公営住宅法の一部を改正する法律案(岡本富夫君外二名提出、第八十回国会衆法第八号)

三 住宅保障法案(下平正一君外六名提出、第八十回国会衆法第三三三号)

四 日本住宅公団法の一部を改正する法律案(岡本富夫君外二名提出、第八十回国会衆法第四八

号)

五 建設行政の基本施策に関する件

六 都市計画に関する件

七 河川に関する件

八 道路に関する件

九 住宅に関する件

一〇 建築に関する件

一一 国土行政の基本施策に関する件

右各件は審査を終了するに至らなかつた。
右報告する。

昭和五十二年十二月六日

建設委員長 伏木 和雄

衆議院議長 保利 茂殿

一 予算の実施状況に関する件閉会中審査報告書

二 予算の審査を終了するに至らなかつた。
右報告する。

昭和五十二年十二月六日

予算委員長 田中 正巳

衆議院議長 保利 茂殿

一 昭和五十年年度一般会計歳入歳出決算

二 昭和五十年年度特別会計歳入歳出決算

三 昭和五十年年度国税収納金整理資金受払計算書

四 昭和五十年年度政府関係機関決算書

五 昭和五十年年度国有財産増減及び現在額計算書

六 昭和五十年年度国有財産無償貸付状況総計算書

七 国有財産の増減及び現況に関する件

八 政府関係機関の経理に関する件

九 国が資本金を出資している法人の会計に関する件

一〇 国または公社が直接または間接に補助金、奨

励金、助成金等を交付したまたは貸付金、損失補

償等の財政援助を与えているものの会計に関する

件

右各件は審査を終了するに至らなかつた。
右報告する。

昭和五十二年十二月六日

決算委員長 芳賀 貢

衆議院議長 保利 茂殿

一 国会法等改正に関する件閉会中審査報告書

二 議長よりの諮問事項

三 その他議院運営委員会の所管に属する事項

右各件は審査を終了するに至らなかつた。
右報告する。

昭和五十二年十二月六日

議院運営委員長 理事 亀岡 高夫

一 国会法等改正に関する件閉会中審査報告書

二 議長よりの諮問事項

三 その他議院運営委員会の所管に属する事項

右各件は審査を終了するに至らなかつた。
右報告する。

昭和五十二年十二月六日

議院運営委員長 理事 亀岡 高夫

一 原子力基本法等の一部を改正する法律案等

閉会中審査報告書

二 原子力基本法等の一部を改正する法律案(内閣提出、第八十回国会衆法第二五号)

三 科学技術振興対策に関する件

右各件は審査を終了するに至らなかつた。
右報告する。

昭和五十二年十二月六日

科学技術振興対策特別委員長 岡本 富夫

衆議院議長 保利 茂殿

一 石炭対策に関する件閉会中審査報告書

二 石炭対策に関する件

右各件は審査を終了するに至らなかつた。
右報告する。

昭和五十二年十二月六日

石炭対策特別委員長 岡田 春夫

衆議院議長 保利 茂殿

一 環境影響事前評価による開発事業の規制に関する法律案等閉会中審査報告書

二 環境影響事前評価による開発事業の規制に関する法律案(土井たか子君外四名提出、第八十回国会衆法第三四号)

三 環境影響事前評価による開発事業の規制に関する法律案(古寺宏君外二名提出、第八十回国会衆法第三九号)

四 公害対策並びに環境保全に関する件

右各件は審査を終了するに至らなかつた。
右報告する。

昭和五十二年十二月六日

公害対策並びに環境保全特別委員長 島本 虎三

衆議院議長 保利 茂殿

一 公職選挙法改正に関する件閉会中審査報告書

二 公職選挙法改正に関する件

右各件は審査を終了するに至らなかつた。
右報告する。

昭和五十二年十二月六日

公職選挙法改正に関する調査特別委員長 丹羽喬四郎

衆議院議長 保利 茂殿

一 物価問題等に関する件閉会中審査報告書

二 物価問題等に関する件

右各件は審査を終了するに至らなかつた。
右報告する。

昭和五十二年十二月六日

物価問題等に関する調査特別委員長 島本 虎三

衆議院議長 保利 茂殿

右件は審査を終了するに至らなかつた。
右報告する。

昭和五十二年十二月六日
物価問題等に関する特別委員長 西宮 弘
衆議院議長 保利 茂殿

交通安全対策に関する件閉会中審査報告書
交通安全対策に関する件
右件は審査を終了するに至らなかつた。
右報告する。

昭和五十二年十二月六日
交通安全対策特別委員長 鈴切 康雄
衆議院議長 保利 茂殿

沖繩及び北方問題に関する件閉会中審査報告書
沖繩及び北方問題に関する件
右件は審査を終了するに至らなかつた。
右報告する。

昭和五十二年十二月六日
沖繩及び北方問題に関する特別委員長 稻富 稔人
衆議院議長 保利 茂殿

ロッキード問題に関する件閉会中審査報告書
ロッキード問題に関する件
右件は審査を終了するに至らなかつた。
右報告する。

昭和五十二年十二月六日
ロッキード問題に関する調査特別委員長 原 健三郎
衆議院議長 保利 茂殿

召集に応じた議員の氏名
北海道

第一区選出	横路 孝弘君 齋藤 実君 箕輪 登君	地崎字三郎君 島本 虎三君
第二区選出	川田 正則君 安井 吉典君	芳賀 貢君 村上 茂利君
第三区選出	阿部 文男君 田中 正巳君	塚田 庄平君
第四区選出	小平 忠君 篠田 弘作君 野村 光雄君	岡田 春夫君 池端 清一君
第五区選出	中川 一郎君 島田 琢郎君	本名 武君 美濃 政市君
青森県	第一区選出 古寺 宏君 津島 雄二君 津澤 吉郎君 津川 武一君	熊谷 義雄君 竹中 修一君 竹内 黎一君
岩手県	第一区選出 鈴木 善幸君 玉沢穂一郎君	中村 直君 小川 仁一君
宮城県	第一区選出 愛知 和男君 武田 一夫君 伊藤宗一郎君	西宮 弘君 三塚 博君
第二区選出	小沢 一郎君 北山 愛郎君	志賀 節君 椎名悦三郎君
第二区選出	日野 市朗君	菊池福治郎君

秋田県	第一区選出 佐々木義武君 佐藤 敬治君	長谷川 峻君 内海 英男君
第二区選出	栗林 三郎君 笹山茂太郎君	石田 博英君 川口 大助君 川俣健二郎君
山形県	第一区選出 渡辺 三郎君 木村 武雄君 松澤 雄藏君 阿部 昭吾君	近藤 鉄雄君 鹿野 道彦君 加藤 紘一君 安宅 常彦君
福島県	第一区選出 亀岡 高夫君 安田 純治君	八百板 正君
第二区選出	渡部 行雄君 渡部 恒三君	澁谷 直藏君
第三区選出	齋藤 邦吉君 菅波 茂君	上坂 昇君
茨城県	第一区選出 葉梨 信行君 橋本登美三郎君	久保 三郎君 中山 利生君
第二区選出	塚原 俊平君 石野 久男君	安島 友義君
第三区選出	中村喜四郎君 登坂重次郎君	二見 伸明君 竹内 猛君
栃木県	第一区選出 渡辺美智雄君	森山 欽司君

群馬県	第一区選出 中島源太郎君 長谷川四郎君	船田 中君 広瀬 秀吉君
第二区選出	福田 勉夫君 山口 鶴男君	武藤 山治君 神田 厚君 稲村 利幸君
第三区選出	山口 敏夫君 宮地 正介君	藤尾 正行君 和田 一郎君
第四区選出	荒松清十郎君 鴨田 宗一君	田邊 誠君
第五区選出	青木 正久君 野中 英二君	小川 省吾君
千葉県	第一区選出 鳥居 一雄君 柴田 睦夫君	板川 正吾君
第二区選出	井上 裕君 林 大幹君	始関 伊平君 宇野 亨君 小川 国彦君

昭和五十二年十二月七日 衆議院会議録第一号(一)

召集に応じた議員の氏名

昭和五十二年十二月七日 衆議院會議録第一号(一) 召集に応じた議員の氏名

第三区選出 石橋 一弥君 浜田 幸一君 千葉千代世君	第四区選出 友納 武人君	東京都 第一区選出 麻生 良方君 大塚 雄司君	第二区選出 石原慎太郎君 大内 啓伍君 大柴 滋夫君	第三区選出 越智 通雄君 山本 政弘君	第四区選出 粕谷 茂君 松本 善明君	第五区選出 中村 靖君 高沢 寅男君	第六区選出 有島 重武君 不破 哲三君	第七区選出 福田 篤泰君 大野 深君	第八区選出 鳩山 邦夫君 中川 嘉美君	第九区選出 松本 忠助君	第十区選出 竹入 義勝君 鯨岡 兵輔君 島村 宜伸君	第十一区選出 伊藤 公介君 石川 要三君	神奈川県 第一区選出 工藤 晃君 小此木彦三郎君	第二区選出 田川 誠一君 市川 雄一君 岩垂寿喜男君	第三区選出 甘利 正君 戸沢 政方君	第四区選出 川合 武君 草野 威君	第五区選出 河野 洋平君 平林 剛君	新潟県 第一区選出 小沢 辰男君	第二区選出 渡辺 紘三君	第三区選出 田中 角榮君 三宅 正一君 村山 達雄君	第四区選出 木島喜兵衛君 高島 修君	富山県 第一区選出 住 栄作君	第二区選出 古川 喜一君	綿貫 民輔君	山花 貞夫君 長谷雄幸久君	伊藤 茂君 伏木 和雄君	曾祢 益君 小泉純一郎君	加藤 万吉君	大出 俊君 高橋 高望君	河村 勝君	山本悌二郎君	稲葉 修君	小林 進君 渡辺 秀次君	塚田 徹君	玉生 孝久君	片岡 清一君	石川県 第一区選出 森 喜朗君 嶋崎 讓君	第二区選出 坂本三十次君 稻村佐近四郎君	福井県選出 福田 一君 田畑政一郎君	山梨県選出 鈴木 強君 金丸 信君	長野県 第一区選出 倉石 忠雄君 清水 勇君	第二区選出 中村 茂君 羽田 孜君	第三区選出 向山 一人君	第四区選出 原 茂君	下平 正一君 唐沢俊二郎君	岐阜県 第一区選出 伏屋 修治君 松野 幸泰君	第二区選出 野田 卯一君	静岡県 第一区選出 永原 稔君	原田昇左右君	奥田 敬和君	瓦 力君	平泉 涉君	中尾 栄一君 堀内 光雄君	小坂善太郎君	井出 太郎君	中島 衛君	増田甲子七君	武藤 嘉文君 大野 明君	榑 兼次郎君 古屋 亨君	大石 千八君 佐野 嘉吉君	畿件 義彦君	渡辺 朗君 斉藤滋与史君 小島 静馬君	塩谷 一夫君 足立 篤郎君	丹羽 久章君 田中美智子君	草川 昭三君 加藤 清二君	海部 俊樹君 江崎 真澄君	中野 四郎君 太田 一夫君	上村千一郎君 岡田 哲児君	塚本 三郎君 安藤 巖君	坂口 力君 田口 一男君	田村 元君 藤波 孝生君	宇野 宗佑君 山下 元利君	瀨崎 博義君	栗原 祐幸君 渡辺 芳男君	竹本 孫一君 斉藤 正男君	横山 利秋君	青山 丘君 久野 忠治君	佐藤 観樹君	渡辺 武三君 稲垣 実男君	村田敬次郎君	石田幸四郎君 水平 豊彦君	川崎 秀二君 中井 洽君	野呂 恭一君 角屋堅次郎君	野口 幸一君 西田 八郎君
-------------------------------------	-----------------	----------------------------------	-------------------------------------	---------------------------	--------------------------	--------------------------	---------------------------	--------------------------	---------------------------	-----------------	-------------------------------------	----------------------------	-----------------------------------	-------------------------------------	--------------------------	-------------------------	--------------------------	------------------------	-----------------	-------------------------------------	--------------------------	-----------------------	-----------------	--------	------------------	-----------------	-----------------	--------	-----------------	-------	--------	-------	-----------------	-------	--------	--------	--------------------------------	----------------------------	--------------------------	-------------------------	---------------------------------	-------------------------	-----------------	---------------	------------------	----------------------------------	-----------------	-----------------------	--------	--------	------	-------	------------------	--------	--------	-------	--------	-----------------	-----------------	------------------	--------	---------------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	-----------------	-----------------	-----------------	------------------	--------	------------------	------------------	--------	-----------------	--------	------------------	--------	------------------	-----------------	------------------	------------------

昭和五十二年十二月七日 衆議院會議録第一号(一) 召集に応じた議員の氏名

<p>京都府</p> <p>第一区選出 田中伊三次君 加地 和君 藤原ひろ子君</p> <p>第二区選出 竹内 勝彦君 永末 英一君</p> <p>寺前 巖君 前尾繁三郎君 玉置 一徳君</p>		<p>大阪府</p> <p>第一区選出 沖本 泰幸君 湯川 宏君</p> <p>正森 成二君</p> <p>第二区選出 浅井 美幸君 東中 光雄君</p> <p>中山 正暉君 中村 正雄君</p> <p>前田治一郎君</p> <p>第三区選出 井上 一成君 原田 憲君</p> <p>近江巳記夫君 中野 寛成君</p> <p>第四区選出 矢野 絢也君 三谷 秀治君</p> <p>塩川正十郎君 上田 卓三君</p> <p>第五区選出 木野 晴夫君 西村 章三君</p> <p>正木 良明君 荒木 宏君</p> <p>第六区選出 中馬 弘毅君 左藤 惠君</p> <p>北側 義一君</p> <p>第七区選出 北川 石松君 春田 重昭君</p>	
<p>兵庫県</p> <p>第一区選出 砂田 重民君 渡部 一郎君</p> <p>河上 民雄君 浦井 洋君</p> <p>石井 一君</p> <p>第二区選出 永田 亮一君 岡本 富夫君</p>		<p>第三区選出 原 健三郎君</p> <p>小林 正巳君 飯田 忠雄君</p> <p>渡海元三郎君</p> <p>第四区選出 河本 敏夫君 新井 彬之君</p> <p>戸井田三郎君 後藤 茂君</p> <p>第五区選出 佐々木良作君 谷 洋一君</p> <p>伊賀 定盛君</p> <p>奈良県選出 奥野 誠亮君 吉田 之久君</p> <p>川本 敏美君 林 孝炬君</p> <p>服部 安司君</p> <p>和歌山県 中西 啓介君 坊 秀男君</p> <p>坂井 弘一君</p> <p>第二区選出 早川 崇君 正示啓次郎君</p> <p>鳥取県選出 相沢 英之君 武部 文君</p> <p>野坂 浩賢君</p> <p>島根県選出 竹下 登君 櫻内 義雄君</p> <p>吉原 米治君 細田 吉藏君</p> <p>岡山県 第一区選出 逢沢 英雄君 山田 太郎君</p> <p>矢山 有作君 柴田 健治君</p> <p>大村 襄治君</p> <p>第二区選出 加藤 六月君 貝沼 次郎君</p> <p>藤井 勝志君 水田 稔君</p> <p>橋本龍太郎君</p> <p>第一区選出 灘尾 弘吉君 大原 亨君</p>	
<p>広島県 第一区選出 灘尾 弘吉君 大原 亨君</p>		<p>萩原 幸雄君</p> <p>第二区選出 中川 秀直君 池田 行彦君</p> <p>森井 忠良君 増岡 博之君</p> <p>第三区選出 宮澤 喜一君 古川 雅司君</p> <p>佐藤 守良君 福岡 義登君</p> <p>山口県 第一区選出 安倍晋太郎君 林 義郎君</p> <p>田中 龍夫君 枝村 要作君</p> <p>第二区選出 宮井 泰良君 岸 信介君</p> <p>山田 耻目君 受田 新吉君</p> <p>高村 坂彦君</p> <p>徳島県選出 三木 武夫君 後藤田正晴君</p> <p>森下 元晴君 広沢 直樹君</p> <p>井上 普方君</p> <p>香川県 第一区選出 木村武千代君 成田 知巳君</p> <p>藤本 孝雄君</p> <p>第二区選出 大平 正芳君 加藤常太郎君</p> <p>久保 等君</p> <p>愛媛県 第一区選出 塩崎 潤君 湯山 勇君</p> <p>関谷 勝嗣君</p> <p>第二区選出 越智 伊平君 森 清君</p> <p>藤田 高敏君</p> <p>第三区選出 毛利 松平君 西田 司君</p> <p>今井 勇君</p> <p>高知県選出 平石磨作太郎君 谷川 寛三君</p>	
<p>熊本県 第一区選出 松野 頼三君 野田 毅君</p> <p>坂本 恭一君 瀬野栄次郎君</p> <p>第二区選出 福島 護二君 坂田 道太君</p> <p>馬場 昇君 園田 直君</p> <p>福永 一臣君</p>		<p>福岡県 第一区選出 山原健二郎君 大西 正男君</p> <p>井上 泉君</p> <p>田中 昭二君 辻 英雄君</p> <p>楠崎弥之助君 山崎 拓君</p> <p>森田 欽二君</p> <p>第二区選出 宮田 早苗君 大橋 敏雄君</p> <p>松本 七郎君 三原 朝雄君</p> <p>多賀谷真稔君</p> <p>第三区選出 山崎平八郎君 細谷 治嘉君</p> <p>権藤 恒夫君 楢橋 進君</p> <p>稻富 稜人君</p> <p>第四区選出 藏内 修治君 中西 續介君</p> <p>鍛冶 清君 田中 六助君</p> <p>佐賀県選出 保利 茂君 三池 信君</p> <p>大坪健一郎君 愛野興一郎君</p> <p>長崎県 第一区選出 西岡 武夫君 倉成 正君</p> <p>中村 重光君 谷口 是巨君</p> <p>第二区選出 石橋 政嗣君 中村 弘海君</p> <p>金子 岩三君 白濱 仁吉君</p>	

昭和五十一年十二月七日 衆議院會議録第一号(一) 指定された議席

一五八	野坂 浩賢君
一五七	馬場 昇君
一五六	島田 琢郎君
一五五	高沢 寅男君
一五四	加藤 万吉君
一五三	渡辺 三郎君
一五二	松沢 俊昭君
一五一	小川 仁一君
一五〇	川口 大助君
一四九	新村 勝雄君
一四八	沢田 広君
一四七	大島 弘君
一四六	安島 友義君
一四五	田畑政一郎君
一四四	水田 稔君
一四三	渡部 行雄君
一四二	後藤 茂君
一四一	清水 勇君
一四〇	新盛 辰雄君
一三九	波沢 利久君
一三八	吉原 米治君
一三七	伊藤 茂君
一三六	野口 幸一君
一三五	小川 国彦君
一三四	日野 市朗君
一三三	山花 貞夫君
一三二	上田 卓三君
一三一	松本 七郎君
一三〇	鈴木 康雄君
一二九	正木 良明君
一二八	浅井 美幸君
一二七	矢野 絢也君
一二六	竹入 義勝君
一二五	岡本 富夫君
一二四	渡部 一郎君
一二三	松本 忠助君
一二二	大野 潔君
一二一	伏木 和雄君

一五九	村山 富市君
一六〇	岡田 哲児君
一六一	小川 省吾君
一六二	竹内 猛君
一六三	伊賀 定盛君
一六四	中村 茂君
一六五	佐藤 敬治君
一六六	横路 孝弘君
一六七	上原 康助君
一六八	川俣健二郎君
一六九	金子 みつ君
一七〇	土井たか子君
一七一	河上 民雄君
一七二	矢山 有作君
一七三	福岡 義登君
一七四	只松 祐治君
一七五	阿部未喜男君
一七六	稻葉 誠一君
一七七	木島喜兵衛君
一七八	柴田 健治君
一七九	井上 泉君
一八〇	阿部 昭吾君
一八一	岡田 利春君
一八二	木原 実君
一八三	米田 東吾君
一八四	藤田 高敏君
一八五	古川 喜一君
一八六	広瀬 秀吉君
一八七	山口 鶴男君
一八八	長谷川正三君
一八九	鈴木 強君
一九〇	美濃 政市君
一九一	武藤 山治君
一九二	島本 虎三君
一九三	細谷 治嘉君
一九四	湯山 勇君
一九五	太田 一夫君
一九六	栗林 三郎君

一九七	齊藤 正男君
一九八	田邊 誠君
一九九	西宮 弘君
二〇〇	兒玉 末男君
二〇一	安宅 常彦君
二〇二	橋崎弥之助君
二〇三	板川 正吾君
二〇四	久保 三郎君
二〇五	下平 正一君
二〇六	横山 利秋君
二〇七	高田 富之君
二〇八	小林 進君
二〇九	平林 剛君
二一〇	石橋 政嗣君
二一一	北山 愛郎君
二一二	多賀谷眞稔君
二一三	加藤 清二君
二一四	石野 久男君
二一五	楯 兼次郎君
二一六	原 茂君
二一七	芳賀 貢君
二一八	成田 知巳君
二一九	八百板 正君
二二〇	岡田 春夫君
二二一	井上 一成君
二二二	池端 清一君
二二三	山崎武三郎君
二二四	島村 宜伸君
二二五	中西 績介君
二二六	梅野 泰二君
二二七	川田 正則君
二二八	堀之内久男君
二二九	玉生 孝久君
二三〇	馬場猪太郎君
二三一	川本 敏美君
二三二	後藤田正晴君
二三三	友納 武人君
二三四	中村 直君

二三五	坂本 恭一君
二三六	森井 忠良君
二三七	岩垂寿喜男君
二三八	高鳥 修君
二三九	奥田 敬和君
二四〇	綿貫 民輔君
二四一	田口 一男君
二四二	嶋崎 謙君
二四三	山田 芳治君
二四四	齊藤滋与史君
二四五	林 義郎君
二四六	渡辺 芳男君
二四七	上坂 昇君
二四八	塚田 庄平君
二四九	佐藤 観樹君
二五〇	佐藤 文生君
二五一	有馬 元治君
二五二	木村武千代君
二五三	箕輪 登君
二五四	枝村 要作君
二五五	武部 文君
二五六	佐野 進君
二五七	千葉千代世君
二五八	坂本三十次君
二五九	古屋 亨君
二六〇	森下 元晴君
二六一	瓦 力君
二六二	井上 善方君
二六三	山田 耻目君
二六四	山本 政弘君
二六五	藤田 義光君
二六六	鴨田 宗一君
二六七	大野 明君
二六八	塩川正十郎君
二六九	細田 吉藏君
二七〇	川崎 寛治君
二七一	大出 俊君

昭和五十二年十二月七日 衆議院會議録第一号(一) 指定された議席

二七三	村山 喜一君	三〇一	逢沢 英雄君	三二九	小此木彦三郎君	三五七	荒松清十郎君
二七四	久保 等君	三〇二	森田 欽二君	三三〇	浜田 幸一君	三五八	藤井 勝志君
二七五	永田 亮一君	三〇三	湯川 宏君	三三一	栗原 祐幸君	三五九	小沢 辰男君
二七六	渡辺 栄一君	三〇四	村上 茂利君	三三二	奥野 誠亮君	三六〇	服部 安司君
二七七	亀岡 高夫君	三〇五	辻 英雄君	三三三	藤尾 正行君	三六一	稻村佐近四郎君
二七八	齋藤 邦吉君	三〇六	相沢 英之君	三三四	野呂 恭一君	三六二	中川 一郎君
二七九	渡海元三郎君	三〇七	唐沢俊二郎君	三三五	田中 大助君	三六三	山田 久就君
二八〇	大平 正芳君	三〇八	石井 一君	三三六	藤本 孝雄君	三六四	砂田 重民君
二八一	中村 重光君	三〇九	羽田 孜君	三三七	葉梨 信行君	三六五	松野 頼三君
二八二	角屋堅次郎君	三一〇	小沢 一郎君	三三八	正示啓次郎君	三六六	山口シヅエ君
二八三	安井 吉典君	三一〇	中山 利生君	三三九	長谷川 峻君	三六七	木村 武雄君
二八四	大原 亨君	三一〇	住 榮作君	三四〇	田中 正巳君	三六八	根本龍太郎君
二八五	佐野 憲治君	三一三	羽田野忠文君	三四一	田村 元君	三六九	福永 一臣君
二八六	福田 一君	三一四	西銘 順治君	三四二	松澤 雄蔵君	三七〇	長谷川四郎君
二八七	金丸 信君	三一五	佐藤 隆君	三四三	三原 朝雄君	三七一	加藤常太郎君
二八八	村山 達雄君	三一六	左藤 恵君	三四四	中會根康弘君	三七二	篠田 弘作君
二八九	安倍晋太郎君	三一七	村田敬次郎君	三四五	江崎 真澄君	三七三	村上 勇君
二九〇	宮澤 喜一君	三一八	佐藤 守良君	三四六	竹下 登君	三七四	原 健三郎君
二九一	園田 直君	三一九	松永 光君	三四七	渋谷 直藏君	三七五	小坂善太郎君
二九二	福田 赳夫君	三二〇	渡部 恒三君	三四八	野田 卯一君	三七六	井出一太郎君
二九三	渡辺 秀央君	三二一	内海 英男君	三四九	中馬 辰猪君	三七七	坂田 道太君
二九四	中島 衛君	三二二	小坂徳三郎君	三五〇	福田 篤泰君	三七八	倉石 忠雄君
二九五	池田 行彦君	三二三	石原慎太郎君	三五一	本名 武君	三七九	岸 信介君
二九六	愛知 和男君	三二四	伊東 正義君	三五二	足立 篤郎君	三八〇	船田 中君
二九七	宇野 亨君	三二五	武藤 嘉文君	三五三	福永 健司君	三八一	関谷 勝嗣君
二九八	大坪健一郎君	三二六	増岡 博之君	三五四	河本 敏夫君	三八二	与謝野 馨君
二九九	森 清君	三二七	加藤 六月君	三五五	櫻内 義雄君	三八三	中西 啓介君
三〇〇	石川 要三君	三二八	中村 弘海君	三五六	瀬戸山三男君	三八四	鹿野 道彦君

昭和五十二年十二月七日 衆議院會議録第一号(一) 指定された議席

三八五	谷 洋一君	四二三	塩谷 一夫君	四四一	二階堂 進君	四六九	中村 靖君
三八六	井上 裕君	四二四	江藤 隆美君	四四二	木村 俊夫君	四七〇	水平 豊彦君
三八七	福島 謙二君	四二五	渡辺美智雄君	四四三		四七一	小泉純一郎君
三八八	西田 司君	四二六	小宮山重四郎君	四四四	中野 四郎君	四七二	野田 毅君
三八九	大塚 雄司君	四二七	鯨岡 兵輔君	四四五	増田甲子七君	四七三	渡辺 紘三君
三九〇	北川 石松君	四二八	小淵 惠三君	四四六	三池 信君	四七四	檜橋 進君
三九一	戸沢 政方君	四二九	竹内 黎一君	四四七	椎名悦三郎君	四七五	稻垣 実男君
三九二	谷川 寛三君	四三〇	地崎宇三郎君	四四八	灘尾 弘吉君	四七六	片岡 清一君
三九三	石橋 一弥君	四三一	登坂重次郎君	四四九	廣瀬 正雄君	四七七	山崎 拓君
三九四	佐野 嘉吉君	四三二	橋本龍太郎君	四五〇	川崎 秀二君	四七八	保岡 興治君
三九五	林 大幹君	四三三	金子 岩三君	四五一	稻葉 修君	四七九	中島源太郎君
三九六	大石 千八君	四三四	始関 伊平君	四五二	久野 忠治君	四八〇	羽生田 進君
三九七	加藤 紘一君	四三五	倉成 正君	四五三	坊 秀男君	四八一	高村 坂彦君
三九八	志賀 節君	四三六	毛利 松平君	四五四	小川 平二君	四八二	染谷 誠君
三九九	萩原 幸雄君	四三七	藏内 修治君	四五五	西村 英一君	四八三	阿部 文男君
四〇〇	粕谷 茂君	四二八	久保田円次君	四五六	鈴木 善幸君	四八四	向山 一人君
四〇一	塩崎 潤君	四二九	佐々木義武君	四五七	石田 博英君	四八五	今井 勇君
四〇二	中山 正暉君	四三〇	金子 一平君	四五八	早川 崇君	四八六	戸井田三郎君
四〇三	越智 伊平君	四三一	山中 貞則君	四五九	前尾繁三郎君	四八七	愛野興一郎君
四〇四	森 美秀君	四三二	原田 憲君	四六〇	三木 武夫君	四八八	三塚 博君
四〇五	園場 幸昌君	四三三	笹山茂太郎君	四六一	田中伊三次君	四八九	稲村 利幸君
四〇六	山下 徳夫君	四三四	濱野 清吾君	四六二	塚原 俊平君	四九〇	野中 英二君
四〇七	松野 幸泰君	四三五	古井 喜實君	四六三	中村喜四郎君	四九一	近藤 鉄雄君
四〇八	中尾 栄一君	四三六	森山 欽司君	四六四	玉沢徳一郎君	四九二	塚田 徹君
四〇九	大村 襄治君	四三七	内田 常雄君	四六五	原田昇左右君	四九三	前田治一郎君
四一〇	橋口 隆君	四三八	白濱 仁吉君	四六六	小島 静馬君	四九四	宮崎 茂一君
四一一	平泉 涉君	四三九	丹羽喬四郎君	四六七	津島 雄二君	四九五	竹中 修一君
四一二	木野 晴夫君	四四〇	田中 龍夫君	四六八	堀内 光雄君	四九六	青木 正久君

昭和五十二年十二月七日 衆議院會議録第一号(一) 防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案及び同報告書 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

一八

- 四九七 越智 通雄君
- 四九八 大西 正男君
- 四九九 伊藤宗一郎君
- 五〇〇 熊谷 義雄君
- 五〇一 山下 元利君
- 五〇二 菅波 茂君
- 五〇三 藤波 孝生君
- 五〇四 山崎平八郎君
- 五〇五 丹羽 久章君
- 五〇六 森 喜朗君
- 五〇七 宇野 宗佑君
- 五〇八 天野 光晴君
- 五〇九 田澤 吉郎君
- 五一〇 海部 俊樹君
- 五一一 上村千一郎君

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和五十二年十二月七日

内閣総理大臣 福田 赳夫

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律

(防衛庁設置法の一部改正)

第一条 防衛庁設置法(昭和二十九年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。

第七条中「四万三千八百八十八人」を「四万二千二百七十八人」に、「四万四千五百七十五人」を「四万五千四百九十二人」に、「二十六万六千四百十六人」を「二十六万七千八百五十三人」に改め

(自衛隊法の一部改正)

第二条 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第二十條第一項中「航空団」を「輸送航空団」に改め、同条中第七項を第八項とし、第六項の次に次の一項を加える。

7 輸送航空団は、輸送航空団司令部及び輸送航空隊から成る。

第二十條の六第二項を次のように改める。

2 飛行教育集团に属する航空団の航空団司令官は飛行教育集团司令官の、航空方面隊に属する航空団の航空団司令官は航空方面隊司令官の指揮監督を受け、航空団の隊務を統括する。

第二十條の八中「航空団」の下に「輸送航空団」を加え、同条を第二十條の九とし、第二十條の七を第二十條の八とし、第二十條の六の次に次の一條を加える。

(輸送航空団司令官)

第二十條の七 輸送航空団の長は、輸送航空団司令とする。

2 輸送航空団司令は、長官の指揮監督を受け、輸送航空団の隊務を統括する。

第二十一條第一項中「航空団」の下に「輸送航空団」を、「航空団司令部」の下に「輸送航空団司令部」を加える。

別表第一中「別表第一」を「別表第一(第十三条関係)」に改める。

別表第二中「別表第二」を「別表第二(第十九条関係)」に改める。

別表第三中「別表第三」を「別表第三(第二十一条関係)」に、「小牧市」を「三沢市」に改める。

附則

この法律中、第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は昭和五十三年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。

理由

自衛隊の任務の遂行の円滑を図るため、自衛官の定数を改めるとともに、航空自衛隊の輸送航空団の編成を航空団の編成と区分し、輸送航空団司令部及び輸送航空隊から成る編成に改めるほか、第三航空団司令部の所在地を改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、自衛隊の任務遂行の円滑を図るため、防衛庁設置法及び自衛隊法を改正しようとするもので、その内容は次のとおりである。

1 防衛庁設置法の一部改正

自衛官の定数を一、八〇七人増員して、二六七、八五三人に改めること。

内 訳

陸上自衛官 一八〇、〇〇〇人(増減なし)

海上自衛官 四二、二七八人(増員八九〇人)

(増員分は、艦艇、航空機の就役等に伴う要員)

航空自衛官 四五、四九二人(増員九一七人)

(増員分は、航空機の就役等に伴う要員)

統合幕僚会議の自衛官

八三人(増減なし)

合 計

二六七、八五三人

2 自衛隊法の一部改正

(1) 航空自衛隊の輸送航空団の編成を航空団の編成と区分し、輸送航空団司令部及び輸送航空隊から成る編成に改めること。

(2) 航空自衛隊第三航空団司令部の所在地を小牧市から三沢市に移すこと。

なお、この法律は、1については公布の日から、2については昭和五十三年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行することとしている。

二 議案の可決理由

本案は、我が国の防衛をより効率的に処理し、現下の諸情勢に対処するため、適当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、約三億五千二百万円が昭和五十二年一度一般会計予算に計上されている。

右報告する。

昭和五十二年十二月七日

内閣委員長 正示啓次郎
衆議院議長 保利 茂殿

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和五十二年十二月七日

内閣総理大臣 福田 赳夫

ロ 行政職俸給表(二)

職務の等級	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	142,900	120,800	99,700	89,300	73,300	65,600
2	147,700	125,100	103,800	92,700	75,500	67,500
3	152,500	129,500	108,000	96,100	77,800	69,400
4	157,600	133,900	112,200	99,700	80,100	71,300
5	162,800	138,400	116,500	103,300	82,900	73,300
6	168,200	142,900	120,800	107,000	85,900	75,400
7	173,700	147,400	124,900	110,600	89,300	77,600
8	179,300	151,900	128,900	114,300	92,700	79,800
9	185,000	156,400	133,000	117,900	96,000	82,500
10	190,700	160,500	137,100	121,500	99,300	85,400
11	196,400	164,500	140,700	125,200	102,600	88,400
12	202,100	168,500	144,300	128,700	105,900	91,400
13	207,800	172,500	147,900	132,200	109,000	94,200
14	213,500	176,500	151,400	135,600	112,100	97,000
15	218,400	180,500	155,000	138,900	114,700	99,600
16	223,300	184,400	158,600	141,900	117,200	102,200
17	228,100	188,300	162,200	144,800	119,500	104,800
18	232,900	192,200	165,800	147,700	121,800	106,800
19	237,700	196,000	169,200	150,200	124,100	108,800
20	242,200	199,800	172,200	152,600	126,200	110,700
21	246,200	203,600	175,000	154,600	128,200	112,600
22	250,200	207,300	177,300	156,600	130,100	114,500
23	254,200	210,600	179,600	158,600	132,000	116,400
24	257,400	213,900	181,600	160,500	133,900	118,300
25		216,300	183,600	162,400	135,700	120,200
26			185,600			122,000
27						123,800
28						125,600
29						127,300

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第二 税務職俸給表 (第六条関係)

職務の等級	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	特 3 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	262,800	218,900	—	—	—	—	115,400	99,200	—
2	271,600	227,500	204,300	190,300	164,200	139,200	120,600	103,700	80,500
3	280,400	236,200	211,600	197,300	170,300	145,100	125,900	108,200	83,400
4	289,200	244,900	218,900	204,300	176,500	151,000	131,200	112,700	86,400
5	298,100	253,600	226,400	211,500	183,400	157,000	136,500	116,900	89,800
6	307,100	262,300	233,900	218,700	190,300	163,000	141,600	120,500	93,200
7	318,200	271,000	241,400	226,000	197,300	169,000	146,500	123,900	96,700
8	329,400	278,600	248,800	233,300	204,300	175,100	150,900	127,000	99,700
9	340,600	286,200	256,200	240,600	211,400	181,200	155,300	130,000	101,800
10	351,800	293,600	263,600	248,000	218,600	187,200	159,500	133,000	103,800
11	360,000	301,000	271,000	255,400	225,800	193,200	163,700	136,000	105,700
12	366,100	308,500	278,400	262,800	232,900	199,200	167,700	139,000	107,600
13	372,200	315,900	285,800	270,100	240,000	205,200	171,700	142,000	109,500
14	377,800	323,300	293,200	277,400	247,100	209,900	175,400	144,800	111,400
15	382,600	330,700	300,600	284,500	254,200	214,000	178,500	146,900	113,000
16		338,100	307,500	290,900	261,300	218,100	181,600		
17		342,500	314,300	296,700	266,500	222,000	183,800		
18			318,400	300,600	271,700	225,100			
19			322,500	304,400	276,500	228,100			
20				308,200	280,100	230,500			
21					283,700	232,900			
22					287,300				

備考 この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

昭和五十二年十二月七日 衆議院会議録第一号(一) 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

別表第三 公安職俸給表 (第六条関係)

イ 公安職俸給表(一)

職務の等級	特1等級	1等級	2等級	特3等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	262,800	218,900	—	—	—	—	101,200	90,300	—
2	271,600	227,500	204,300	190,300	164,200	128,000	106,500	93,500	83,900
3	280,400	236,200	211,600	197,300	170,300	133,700	111,800	96,800	86,900
4	289,200	244,900	218,900	204,300	176,500	139,600	117,100	100,900	90,100
5	298,100	253,600	226,400	211,500	183,400	145,500	122,400	106,000	93,300
6	307,100	262,300	233,900	218,700	190,300	151,500	127,700	111,100	96,600
7	318,200	271,000	241,400	226,000	197,300	157,600	132,900	116,100	100,600
8	329,400	278,600	248,800	233,300	204,300	163,600	138,100	121,100	105,400
9	340,600	286,200	256,200	240,600	211,400	169,600	143,400	126,000	110,300
10	351,800	293,600	263,600	248,000	218,600	175,700	148,700	130,900	115,100
11	360,000	301,000	271,000	255,400	225,800	181,800	153,900	135,900	120,000
12	366,100	308,500	278,400	262,800	232,900	187,800	159,100	140,900	124,800
13	372,200	315,900	285,800	270,100	240,000	193,800	164,400	145,800	129,600
14	377,800	323,300	293,200	277,400	247,100	199,800	169,700	150,700	134,500
15	382,600	330,700	300,600	284,500	254,200	205,800	175,000	155,700	139,400
16		338,100	307,500	290,900	261,300	211,700	180,300	160,700	144,200
17		342,500	314,300	296,700	266,500	217,400	185,700	165,700	149,000
18			318,400	300,600	271,700	223,100	191,100	170,700	153,700
19			322,500	304,400	276,500	228,500	196,600	175,800	158,400
20				308,200	280,100	233,500	202,100	180,900	163,100
21					283,700	238,100	207,600	186,000	167,800
22					287,300	242,700	213,000	191,100	172,500
23						247,300	218,400	196,200	177,200
24						251,900	223,400	201,300	181,900
25						254,900	228,000	206,300	186,600
26						257,900	232,600	211,300	191,300
27						260,900	237,200	215,800	196,000
28						263,900	241,800	220,300	200,700
29						266,900	244,800	224,700	205,400
30							247,800	229,000	209,300
31							250,800	233,200	213,100
32							253,700	235,900	216,900
33							256,600	238,600	220,700
34									223,300

備考 この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 公安職俸給表(二)

職務の等級	特1等級	1等級	2等級	特3等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	262,800	218,900	—	—	—	—	115,400	99,200	—
2	271,600	227,500	204,300	190,300	164,200	139,200	120,600	103,700	80,500
3	280,400	236,200	211,600	197,300	170,300	145,100	125,900	108,200	83,400
4	289,200	244,900	218,900	204,300	176,500	151,000	131,200	112,700	86,600
5	298,100	253,600	226,400	211,500	183,400	157,000	136,500	116,900	90,300
6	307,100	262,300	233,900	218,700	190,300	163,000	141,600	121,000	94,100
7	318,200	271,000	241,400	226,000	197,300	169,000	146,500	125,000	98,000
8	329,400	278,600	248,800	233,300	204,300	175,100	151,100	129,000	101,300
9	340,600	286,200	256,200	240,600	211,400	181,200	155,700	133,000	104,500
10	351,800	293,600	263,600	248,000	218,600	187,200	160,300	136,800	107,600
11	360,000	301,000	271,000	255,400	225,800	193,200	164,900	140,600	110,600
12	366,100	308,500	278,400	262,800	232,900	199,200	169,300	144,400	113,600
13	372,200	315,900	285,800	270,100	240,000	205,200	173,700	148,200	116,600
14	377,800	323,300	293,200	277,400	247,100	210,300	178,000	152,000	119,500
15	382,600	330,700	300,600	284,500	254,200	214,500	182,200	155,800	122,400
16		338,100	307,500	290,900	261,300	218,600	185,900	159,500	125,300
17		342,500	314,300	296,700	266,500	222,500	189,400	162,700	128,200
18			318,400	300,600	271,700	225,600	192,500	165,900	131,100
19			322,500	304,400	276,500	228,600	195,600	168,000	133,800
20				308,200	280,100	231,100	197,800		136,500
21					283,700	233,500	200,000		139,100
22					287,300	235,900	202,200		141,100
23							204,400		

備考 この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

昭和五十二年十二月七日 衆議院会議録第一号(一) 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

別表第四 海事職俸給表 (第六条関係)

イ 海事職俸給表(一)

職務の等級	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	249,400	204,000	166,900	138,700	109,900	85,900
2	258,900	213,000	174,200	145,300	115,100	89,500
3	268,400	222,200	181,500	151,900	120,500	94,400
4	277,900	231,400	188,800	158,500	125,900	99,400
5	287,400	240,300	196,100	165,100	131,400	104,400
6	296,900	249,000	203,400	171,500	136,900	109,300
7	306,400	257,700	210,700	177,800	142,300	113,600
8	315,800	266,400	217,800	184,000	147,300	117,900
9	325,200	275,000	224,900	190,000	152,200	121,900
10	333,400	283,600	231,400	196,000	157,100	125,800
11	341,600	292,100	237,900	201,700	161,600	128,900
12	348,200	300,100	244,400	207,400	166,100	131,900
13	354,800	308,100	250,900	213,000	170,400	134,800
14	361,400	315,100	256,900	218,600	174,700	137,700
15	368,800	322,000	262,800	224,200	178,900	140,700
16	372,200	328,300	268,600	229,800	183,100	143,600
17	376,800	334,600	274,200	235,200	187,300	146,500
18		340,200	278,800	240,400	190,600	149,400
19		344,300	282,500	243,800		151,500
20			286,200	247,200		
21			289,900			

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 海事職俸給表(二)

職務の等級	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	164,500	133,000	109,800	90,700	74,400
2	169,700	138,200	114,000	94,200	76,400
3	175,000	143,500	118,200	98,000	78,700
4	180,300	148,800	122,700	101,800	81,100
5	185,600	154,100	127,700	105,700	84,100
6	191,200	159,400	132,900	109,600	87,200
7	196,800	164,500	138,100	113,500	90,400
8	202,800	169,100	143,300	117,400	93,900
9	208,800	173,600	148,500	121,400	97,500
10	214,800	178,000	153,700	125,800	101,300
11	220,900	182,400	158,800	130,200	105,100
12	227,000	186,700	163,000	134,600	108,900
13	233,000	191,000	167,100	139,000	112,800
14	239,000	195,400	171,100	143,300	116,700
15	244,200	199,800	175,100	147,400	120,500
16	249,300	204,000	179,100	151,500	124,300
17	254,300	208,200	182,900	155,600	128,100
18	259,300	212,400	186,600	159,600	131,900
19	264,300	216,500	189,900	163,500	135,600
20	269,300	220,500	193,200	166,700	139,200
21	273,500	224,500	196,000	169,900	141,900
22	277,700	227,400	198,700	172,700	144,500
23	281,900	230,300	201,300	175,400	146,500
24	285,300	233,200	203,500	177,900	
25			205,700	180,000	
26			207,900		

備考 この表は、船舶に乗り組む職員(海事職俸給表(一)の適用を受ける者を除く。)で人事院規則で定めるものに適用する。

昭和五十二年十二月七日 衆議院会議録第一号(一) 一般職の職員に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

別表第五 教育職俸給表 (第六條関係)

イ 教育職俸給表(一)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
1	—	—	138,400	102,400	84,600
2	—	161,100	144,700	108,300	88,200
3	207,400	168,400	151,000	114,300	92,000
4	215,600	175,700	157,300	120,300	96,400
5	223,900	183,000	164,100	126,300	100,900
6	232,500	190,300	170,900	132,300	105,700
7	241,100	197,600	177,700	138,400	110,600
8	249,700	205,000	184,500	144,600	116,200
9	258,300	212,400	191,300	150,800	121,900
10	266,900	219,800	198,100	157,100	127,700
11	275,600	227,200	204,900	163,400	133,500
12	284,300	234,200	211,700	169,700	139,100
13	293,100	240,800	218,500	176,000	144,500
14	301,900	247,400	225,300	181,400	149,600
15	310,700	254,000	231,500	186,800	154,700
16	319,500	260,300	237,700	191,600	159,400
17	328,300	266,500	243,900	196,200	164,000
18	336,400	272,700	250,100	200,800	168,600
19	344,100	278,900	256,300	205,400	173,200
20	351,800	285,000	262,400	210,000	177,800
21	359,500	290,400	268,500	214,500	182,000
22	366,700	295,800	274,600	219,000	186,200
23	373,100	301,200	279,900	223,500	190,200
24	378,600	306,600	285,200	228,000	194,100
25	383,400	312,000	289,100	232,300	197,500
26	388,200	316,800	292,300	236,500	200,800
27	—	320,300	—	239,700	204,100
28	—	—	—	242,800	207,400
29	—	—	—	245,800	209,900
30	—	—	—	—	212,300

備考 この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 教育職俸給表(二)

職務の等級	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円
1	245,000	—	93,500	—
2	252,200	178,900	97,800	79,200
3	259,700	185,700	102,800	82,000
4	267,200	192,500	107,800	84,900
5	274,700	199,400	112,800	88,100
6	282,300	206,300	117,800	92,100
7	289,900	213,200	122,900	96,200
8	297,400	220,100	128,100	100,700
9	304,900	227,000	133,400	105,300
10	312,400	234,000	138,800	110,100
11	319,800	241,000	144,200	114,900
12	327,200	248,000	150,000	119,700
13	334,300	255,000	156,200	124,700
14	341,300	262,000	162,700	129,800
15	345,900	268,900	169,200	134,900
16	—	275,800	175,700	140,000
17	—	282,700	182,300	145,100
18	—	289,500	188,800	150,100
19	—	296,300	195,400	155,100
20	—	303,100	202,000	159,600
21	—	309,600	208,700	164,000
22	—	316,100	215,400	168,400
23	—	322,300	222,100	172,700
24	—	328,500	228,800	177,000
25	—	332,700	235,500	181,300
26	—	—	241,700	185,600
27	—	—	247,800	189,900
28	—	—	253,800	194,100
29	—	—	259,800	197,800
30	—	—	265,700	201,400
31	—	—	270,600	204,500
32	—	—	275,300	207,600
33	—	—	279,900	210,600
34	—	—	284,100	213,400
35	—	—	288,200	215,600
36	—	—	292,200	—
37	—	—	295,200	—

備考 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

昭和五十二年十二月七日 衆議院会議録第一号(一) 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

ハ 教育職俸給表(三)

職務の等級 号 俸	1 等 級		2 等 級		3 等 級	
	特 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1		242,000	—	84,900	—	—
2		248,800	152,100	89,100	—	79,200
3		255,600	158,700	93,500	—	82,000
4		262,500	165,400	97,800	—	84,900
5		269,400	172,100	102,800	—	88,100
6		276,200	178,800	107,800	—	92,100
7		282,900	185,500	112,800	—	96,200
8		289,600	192,200	117,800	—	100,700
9		295,700	198,900	122,900	—	105,300
10		301,800	205,500	128,100	—	110,000
11		307,600	212,000	133,400	—	114,700
12		313,400	218,400	138,800	—	119,400
13		318,200	224,800	144,200	—	124,100
14		323,000	231,300	150,000	—	128,800
15		327,100	237,800	156,200	—	133,500
16			244,200	162,700	—	138,100
17			250,600	169,200	—	142,700
18			257,000	175,700	—	147,200
19			263,300	182,200	—	151,600
20			269,500	188,600	—	155,900
21			275,700	195,000	—	160,200
22			281,400	201,400	—	164,100
23			286,500	207,600	—	168,000
24			291,500	213,800	—	171,500
25			295,900	219,600	—	174,900
26			299,600	225,400	—	177,900
27			302,600	231,200	—	180,900
28			305,600	236,800	—	183,500
29			308,600	242,100	—	185,800
30				247,300	—	188,000
31				252,400	—	190,100
32				257,300	—	—
33				261,900	—	—
34				266,500	—	—
35				270,700	—	—
36				274,400	—	—
37				278,100	—	—
38				281,500	—	—
39				284,100	—	—

備考 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、園長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ニ 教育職俸給表(四)

職務の等級 号 俸	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	275,500	—	138,400	109,200	87,600
2	284,200	175,700	144,700	115,000	92,500
3	293,000	183,000	151,000	120,800	97,400
4	301,800	190,300	157,300	126,600	102,400
5	310,600	197,600	164,100	132,400	107,700
6	319,400	205,000	170,900	138,400	113,100
7	328,200	212,500	177,900	144,600	118,600
8	336,400	220,000	184,900	150,800	124,100
9	344,100	227,500	192,200	157,100	129,600
10	351,800	234,900	199,600	163,400	135,100
11	359,500	242,300	207,000	169,800	140,600
12	367,700	249,700	214,400	176,400	146,100
13	373,100	258,300	221,800	183,000	151,500
14	378,700	266,900	229,200	189,600	156,800
15	383,500	275,600	236,600	196,200	162,100
16	388,300	284,300	243,200	202,800	167,100
17		293,100	249,800	209,400	172,100
18		301,900	256,300	215,800	177,000
19		310,700	262,600	222,200	181,600
20		319,500	268,700	228,400	186,100
21		327,200	274,800	234,600	190,300
22		332,500	280,900	240,700	194,500
23		337,800	286,300	246,800	198,700
24		343,100	291,700	252,800	202,600
25		348,300	296,700	258,700	206,500
26		353,400	301,700	264,600	210,200
27		357,700	306,700	270,500	213,100
28		362,000	312,000	275,900	216,000
29				281,000	—
30				286,000	—
31				290,900	—
32				295,600	—
33				298,900	—

備考 この表は、高等専門学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

昭和五十二年十二月七日 衆議院会議録第一号(一) 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

別表第六 研究職俸給表(第六条関係)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
1	—	—	90,700	79,500	—
2	—	—	95,100	82,500	72,900
3	—	—	100,000	85,900	75,000
4	200,800	143,300	105,500	89,300	77,200
5	209,000	150,300	111,000	92,900	79,500
6	217,700	157,300	116,500	97,300	82,400
7	226,400	164,400	122,000	102,000	85,600
8	235,100	171,500	127,700	106,900	88,800
9	244,500	178,600	133,600	112,200	91,300
10	253,900	185,600	139,500	117,600	93,800
11	263,300	192,500	145,400	123,000	96,300
12	272,900	199,300	151,300	128,300	98,800
13	282,500	206,100	157,000	133,600	101,200
14	292,000	212,300	162,600	138,900	103,600
15	301,500	218,500	168,200	143,900	106,000
16	311,000	224,400	173,700	148,300	108,300
17	320,500	229,700	179,200	152,700	110,000
18	330,000	234,600	184,500	157,100	—
19	339,400	239,500	189,800	161,300	—
20	348,800	244,300	195,100	165,500	—
21	358,800	249,100	200,400	169,700	—
22	362,600	253,900	205,600	173,800	—
23	368,400	258,700	210,800	177,200	—
24	373,400	263,500	215,200	180,600	—
25	378,400	267,800	219,600	183,300	—
26	382,600	272,100	222,800	185,800	—
27	—	275,600	226,000	—	—
28	—	—	229,200	—	—

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第七 医療職俸給表(第六条関係)

イ 医療職俸給表(一)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円
1	255,000	194,500	—	116,400
2	263,700	203,100	169,300	123,300
3	272,400	211,700	177,600	130,200
4	281,100	220,300	186,000	137,100
5	289,800	228,900	194,500	145,000
6	298,300	237,600	203,000	153,100
7	306,800	246,300	211,500	161,200
8	315,000	255,000	220,000	169,300
9	323,200	263,700	228,500	177,400
10	331,400	272,400	237,100	185,500
11	339,600	281,100	245,700	193,600
12	347,700	289,000	253,000	200,200
13	355,700	296,900	260,300	206,700
14	363,700	304,800	267,200	213,300
15	370,400	312,700	274,000	219,800
16	377,100	320,600	280,800	226,400
17	383,800	328,000	287,600	232,900
18	389,500	335,400	294,400	239,400
19	394,300	342,800	301,200	245,300
20	399,100	349,100	307,100	249,700
21	—	355,400	313,000	254,000
22	—	359,700	318,300	257,100
23	—	364,000	322,000	—
24	—	—	325,700	—

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

昭和五十二年十二月七日 衆議院会議録第一号(一) 一般職の職員に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

ロ 医療職俸給表(二)

職務の等級	特1等級	1等級	特2等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	245,600	200,700	178,900	151,800	112,300	90,600	79,800	
2	255,200	209,300	185,800	158,300	117,700	94,400	83,000	75,000
3	264,800	218,000	192,700	164,800	123,100	98,400	86,200	77,300
4	274,400	226,800	199,700	171,400	128,500	102,500	89,800	79,600
5	284,000	235,600	206,900	178,200	133,900	107,200	93,600	82,600
6	293,700	244,400	214,100	185,000	139,400	111,900	97,600	85,600
7	303,500	253,200	221,300	191,900	144,900	116,800	101,600	88,700
8	313,300	262,100	228,600	198,800	150,600	121,700	105,500	91,000
9	323,100	271,000	235,900	205,600	156,300	126,600	109,300	93,300
10	332,800	279,300	243,100	212,400	162,100	131,500	113,100	95,600
11	339,200	287,500	250,300	219,200	167,900	136,300	116,900	97,700
12	344,800	295,300	257,400	225,800	173,600	140,800	120,400	99,800
13	350,400	301,400	264,500	232,300	179,300	145,300	123,900	101,400
14	355,600	307,500	270,100	238,600	185,000	149,800	127,100	
15	360,800	313,600	275,600	244,000	190,600	154,200	130,300	
16	365,300	317,900	279,500	249,300	196,200	158,500	133,400	
17			283,300	254,100	201,500	162,500	136,100	
18				258,800	206,700	166,300	138,800	
19				262,400	210,400	170,000	141,300	
20				266,000	213,900	173,600	143,300	
21					217,200	176,600		
22					219,700	178,900		
23					222,200	181,200		
24					224,600	183,400		

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職俸給表(三)

職務の等級	特1等級	1等級	2等級	3等級	4等級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	175,300	136,800	117,200	88,800	77,900
2	181,700	142,000	121,900	92,600	80,600
3	188,100	147,300	126,700	96,600	83,300
4	194,600	152,700	131,500	100,600	86,000
5	201,400	158,200	136,400	104,600	88,800
6	208,300	163,800	141,300	108,700	92,600
7	215,300	169,400	146,200	112,800	96,500
8	222,300	175,000	151,100	117,000	100,500
9	229,300	180,600	156,000	121,200	104,500
10	236,400	186,200	160,900	125,400	108,500
11	243,500	191,800	165,800	129,600	112,500
12	250,600	197,400	170,800	133,800	116,500
13	257,600	203,000	175,800	138,000	120,400
14	264,600	208,600	180,800	142,100	124,200
15	271,600	214,200	185,800	146,200	128,000
16	277,800	219,800	190,800	150,300	131,800
17	284,000	225,400	195,900	154,400	135,600
18	289,800	231,000	201,000	158,500	139,400
19	295,600	236,600	206,100	162,600	143,100
20	299,400	242,100	210,900	166,600	146,800
21	303,100	247,200	215,700	170,600	150,500
22	306,800	251,200	220,400	174,600	154,100
23		255,200	224,300	178,600	157,300
24		259,200	228,200	182,600	160,500
25		262,400	231,900	186,600	163,700
26		265,600	234,900	190,500	166,700
27		268,300	237,900	194,400	169,600
28			240,400	198,300	172,500
29				201,900	174,700
30				204,300	

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

昭和五十二年十二月七日 衆議院会議録第一号(一) 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

昭和五十二年十二月七日 衆議院会議録第一号(一)

ら三千八百円、片道十五キロメートル以上の場合は四千六百円から五千三百円)に引き上げる。

なお、交通機関と自転車等の併用者に対する支給月額も同様に引き上げる。

6 宿日直手当について、入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿日直勤務に対する支給限度額を、勤務一回につき、一万円とする。

7 義務教育等教員特別手当について、支給月額の限度額を一万円から一万五千二百円に引き上げる。

8 非常勤の委員、顧問、参与等に支給する手当について、支給限度額を日額一万八千円から一万九千六百円に引き上げる。

9 当分の間、義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の職員に対し、育児休業期間中、育児休業給を支給することとし、その支給月額は、俸給(教職調整額を含む。)の月額に職員が所属する共済組合の掛金率を乗じて得た額とする。

その他、この法律は、公布の日から施行し、宿日直手当改正部分を除き、昭和五十二年四月一日から適用することとするほか、俸給表等の改定等に伴う所要の措置並びに地方自治法等の一部改正について規定している。

二 議案の可決理由
人事院の勧告の趣旨にかんがみ、本案は妥当

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、原案に対して、日本社会党の長谷川正三君の提案に係る「第十九条の五第二項の改正規定を削り、育児休業給の支給の実施を昭和五十一年四月一日とする。」旨の修正案並びに日本共産党・革新共同の柴田陸夫君の提案に係る「義務教育等教員特別手当の改正に関する部分を削り、同手当に係る規定をいわゆる教職員給特法に移し、また、育児休業給の支給は、いわゆる育児休業法を根拠として支給するように改正し、その支給を昭和五十一年四月一日から実施する。」旨の修正案が、それぞれ提出されたが、いずれも賛成少数をもつて否決された。

三 本案施行に要する経費は、約千四百六十四億円である。
右報告する。
昭和五十二年十二月七日
内閣委員長 正示啓次郎
衆議院議長 保利 茂殿

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。
昭和五十二年十二月七日
内閣総理大臣 福田 赳夫

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。
第三条第二項中「七十四万円」を「八十一万円」に改め、同条第三項中「百五十万円」を「百十三万円」に改める。

第四条第二項中「一万八千円」を「一万九千六百円」に、「三万円」を「三万四千円」に改める。
第九条中「一万八千円」を「一万九千六百円」に改める。
別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表第一(第三条関係)

官	職	名	俸給	月額
内閣総理大臣			一、	五五〇、〇〇〇円
国務大臣			一、	一三〇、〇〇〇円
会計検査院長				
人事院総裁				
内閣法制局長官				
公正取引委員会委員長				
宮内庁長官				
検査官(会計検査院長を除く。)				
人事官(人事院総裁を除く。)				
政務次官				
公書等調整委員会委員長				
内閣官房副長官				
総理府総務副長官				
侍従長				
国家公安委員会委員				
公正取引委員会委員				
地方財政審議会会長				
中央更生保護審査会委員長				
航空事故調査委員会委員長				
式部官長				

公青等調整委員会の常勤の委員 社会保険審査会の委員長及び委員 労働保険審査会委員 公青健康被害補償不服審査会の常勤の委員 行政監理委員会委員 地方財政審議会委員 原子力委員会の常勤の委員 公共企業体等労働委員会の常勤の公益を代表する委員 中央更生保護審査会の常勤の委員 科学技術会議の常勤の議員 宇宙開発委員会の常勤の委員 土地鑑定委員会の常勤の委員 航空事故調査委員会の常勤の委員 運輸審議会委員 東宮大夫	六九七、〇〇〇円
--	----------

別表第二(第三条関係)

官 職 名	俸 給 月 額
大使	五号俸 九五〇、〇〇〇円 四号俸 八〇〇、〇〇〇円 三号俸 七八八、〇〇〇円 二号俸 六九七、〇〇〇円 一号俸 六二二、〇〇〇円
公使	四号俸 八〇〇、〇〇〇円 三号俸 七八八、〇〇〇円 二号俸 六九七、〇〇〇円 一号俸 六二二、〇〇〇円

別表第三(第三条関係)

官 職 名	俸 給 月 額
八号俸	三〇八、〇〇〇円
七号俸	二八一、〇〇〇円
六号俸	二五四、五〇〇円

昭和五十二年十二月七日 衆議院会議録第一号(一) 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

秘書官	五号俸 二二八、〇〇〇円 四号俸 二〇四、〇〇〇円 三号俸 一八一、五〇〇円 二号俸 一六三、五〇〇円 一号俸 一五〇、〇〇〇円
-----	--

附 則

- この法律は、公布の日から施行し、改正後の特別職の職員の給与に関する法律の規定は、昭和五十二年四月一日から適用する。
- 特別職の職員が、改正前の特別職の職員の給与に関する法律の規定に基づいて、昭和五十二年四月一日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の特別職の職員の給与に関する法律の規定による給与の内払とみなす。

理 由

一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、一般職の職員の給与改定に伴い、特別職の職員についてもその俸給月額を改定等を行い、昭和五十二年四月一日から実施しようとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 内閣総理大臣等の俸給月額を次のように引き上げる。(カッコ内は現行)

内閣総理大臣 百五十五万円(百四十五万円)
 内閣総務大臣等 百十三万円(百五万円)
 内閣法制局長官等 九十五万円(八十八万円)
 政務次官等 八十一万円(七十四万円)

内閣官房副長官等 八十万円(七十三万円)
 国家公安委員会委員等 七十八万八千円(七十一万八千円)
 公青等調整委員会の常勤の委員等 六十九万七千円(六十三万七千円)

2 大使及び公使の俸給月額については、国務大臣と同額の俸給を受ける大使の俸給月額は百十三万円に、大使五号俸は八十八万円から九十五万円にそれぞれ引き上げ、大使及び公使の四号俸以下は一般職の職員の指定職俸給表の改定に準じ、七十三万円ないし五十七万円から八十万円ないし六十二万二千円に引

昭和五十二年十二月七日 衆議院會議録第一号(一) 防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案及び同報告書

き上げる。

3 秘書官の俸給月額を、一般職の職員の給与改定に準じ二十八万七千五百円(八号俸)ないし十四万円(一号俸)から三十万八千円(八号俸)ないし十五万円(二号俸)に引き上げる。

4 常勤の委員に日額の手当を支給する場合の支給限度額を、日額三万円から三万四千元に引き上げる。

5 非常勤の委員に支給する手当の支給限度額を、日額一万八千円から一万九千六百円に引き上げる。

二 議案の可決理由

本案は、一般職の職員の給与改定の実情等にかんがみ、妥当な措置と認め、これを可決すべ

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律

防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「四千五百円」を「四千八百二十円」に改める。

第二十五条第二項中「四万五千七百円」を「四万八千六百円」に改める。

附則第十六項を附則第十七項とし、附則第十五項の次に次の一項を加える。

16 当分の間、義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律(昭和五十年法律第六十二号)第三条第二項の規定に基づく育児休業の許可を受けた職員には、一般職の国家公務員の例により、育児休業給を支給する。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

きものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、約三億円である。右報告する。

昭和五十二年十二月七日

内閣委員長 正示啓次郎

衆議院議長 保利 茂殿

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和五十二年十二月七日

内閣総理大臣 福田 赳夫

3 3 3 等 等 等	尉 尉 尉 給 額	准 准 准 俸 月	陸 海 空	1 1 1 等 等 等	陸 海 空	曹 曹 曹 給 額	2 2 2 等 等 等	陸 海 空	曹 曹 曹 給 額	3 3 3 等 等 等	陸 海 空	曹 曹 曹 給 額	陸 海 空	士 士 士 給 額	長 長 長 給 額	1 1 1 等 等 等	陸 海 空	士 士 士 給 額	2 2 2 等 等 等	陸 海 空	士 士 士 給 額	3 3 3 等 等 等	陸 海 空	士 士 士 給 額
129,200	123,500	118,600	106,900	101,800	94,600	90,700	83,700	80,500																
132,300	129,300	124,400	112,800	106,400	98,200	94,300																		
135,200	135,200	130,300	118,600	112,100	101,800	97,800																		
141,000	141,000	136,100	124,400	117,700	106,000	101,300																		
146,800	146,800	141,900	130,300	123,200	110,700																			
152,500	152,500	147,600	136,100	128,700	115,300																			
158,300	158,300	153,400	141,900	134,100	119,900																			
164,200	164,200	159,300	147,600	139,500	124,400																			
169,900	169,900	164,900	153,400	144,900	128,800																			
175,700	175,400	170,500	159,300	150,300																				
181,500	181,200	176,300	164,900	155,400																				
187,300	186,900	182,000	170,500	160,500																				
193,200	192,600	187,700	176,100	165,600																				
199,000	198,400	193,500	181,500	170,600																				
205,000	204,200	199,300	186,900	175,100																				
210,800	210,000	205,000	192,300	179,500																				
216,800	216,000	210,800	197,700	184,000																				
222,800	222,000	216,700	202,700	188,500																				
228,700	227,900	222,500	207,500	193,000																				
234,600	233,800	228,300	212,400																					
240,300	239,500	234,000	217,200																					
245,800	245,000	239,500	222,000																					
250,900	250,100	244,600	226,700																					
256,000	255,200	249,700																						
261,000	260,200	254,700																						
266,000	265,200	259,700																						

める者で政令で定めるものとする。

別表第一 参事官等俸給表(第四条—第六条関係)

号 俸	指 定 職 俸 給 月 額	職務の 等級 号 俸	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
			俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	354,000	1	276,400	213,200	—	134,200
2	390,000	2	288,600	222,100	189,200	140,100
3	434,000	3	300,900	231,200	196,700	146,100
4	480,000	4	313,200	240,700	204,300	152,500
5	518,000	5	325,500	250,200	211,900	160,100
6	557,000	6	337,700	259,700	219,600	166,900
7	605,000	7	349,900	269,300	227,500	173,800
8	653,000	8	362,200	278,900	235,400	180,700
9	697,000	9	374,500	288,500	243,300	187,700
10	745,000	10	386,800	298,000	251,400	194,800
11	788,000	11	395,900	307,100	259,400	202,200
		12	402,600	316,100	267,300	209,700
		13	409,300	324,700	275,200	217,300
		14	415,400	331,400	283,000	224,900
		15	420,700	338,100	290,800	232,400
		16		342,900	297,000	239,900
		17			303,100	247,300
		18			307,300	254,400
		19				261,500
		20				267,100
		21				272,600
		22				276,500

備考 この表の指定職の欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、防衛事務次官その他の官職を占める者で政令で定めるものとする。

別表第二 自衛官俸給表(第四条、第五条、第六条、第二十八条の三関係)

階 級 号 俸	陸 海 空	将 将 将	陸 将 海 空	補 補 補	1 等 陸 佐 1 等 海 佐 1 等 空 佐	2 等 陸 佐 2 等 海 佐 2 等 空 佐	3 等 陸 佐 3 等 海 佐 3 等 空 佐	1 等 陸 尉 1 等 海 尉 1 等 空 尉	2 等 陸 尉 2 等 海 尉 2 等 空 尉
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	354,000	297,700	258,100	221,100	190,800	—	154,800	135,700	—
2	390,000	310,300	267,900	228,900	197,800	183,300	161,300	141,800	—
3	434,000	322,900	277,800	238,200	205,500	190,100	168,000	147,800	—
4	480,000	335,600	287,700	247,900	213,300	197,100	174,700	154,000	—
5	518,000	348,200	297,500	257,700	221,100	204,700	181,400	160,200	—
6	557,000	360,800	307,600	267,500	228,900	212,400	188,100	166,400	—
7	605,000	373,500	317,400	277,400	237,000	220,100	194,800	172,700	—
8	653,000	386,100	327,300	287,200	245,000	227,800	201,500	178,900	—
9	697,000	398,800	336,900	296,900	253,200	235,500	208,200	185,100	—
10	745,000	408,100	343,900	306,400	261,400	243,200	214,900	191,400	—
11	788,000	415,000	351,300	315,600	269,500	250,900	221,800	197,800	—
12		421,900	358,700	324,500	277,800	258,500	228,900	204,000	—
13			366,000	333,100	286,100	266,000	236,100	210,400	—
14			372,600	339,800	294,400	273,500	242,600	216,700	—
15			377,600	346,400	302,400	280,900	249,100	222,700	—
16			382,600	351,400	310,500	288,200	255,300	228,600	—
17				356,400	318,400	293,700	261,100	234,500	—
18				361,400	325,100	299,200	266,400	240,300	—
19					331,700	304,200	271,700	246,000	—
20					336,700	309,200	277,000	251,500	—
21					341,700	314,200	282,300	256,600	—
22					346,700	319,200	287,300	261,700	—
23								266,700	—
24								271,700	—
25									—
26									—

備考 この表の陸将、海将及び空将の(-)欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、統合幕僚会議の議長その他の官職を占

昭和五十二年十二月七日 衆議院会議録第一号(一) 防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案及び同報告書

昭和五十二年十二月七日 衆議院會議録第一号(一)

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の防衛庁職員給与法(以下「新法」という。)の規定は、昭和五十二年四月一日から適用する。
(俸給の切替え)
- 2 昭和五十二年四月一日(以下「切替日」という。)における職員の俸給月額を、附則第四項に定めるものを除き、切替日の前日においてその者が属していた職務の等級(自衛官にあつては、階級。以下同じ。)におけるその者が受けていた俸給月額(以下「旧俸給月額」という。)に対応する号俸と同一の当該職務の等級における号俸による額とする。
(旧俸給月額を受けていた期間の通算)
- 3 前項の規定により切替日における俸給月額を決定される職員に対する切替日以降における最初の新法第五條第三項において準用する一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十二年法律第 号。以下「一般職給与改正法」という。)による改正後の一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号。以下「改正後の一般職給与法」という。)第八條第六項の規定の適用については、その者の旧俸給月額を受けていた期間(総理府令で定める職員にあつては、総理府令で定める期間を増減した期間)を切替日における俸給月額を受ける期間に通算する。
(最高号俸等を受ける職員の俸給の切替え等)
- 4 切替日の前日において職務の等級の最高の号俸による俸給月額又はこれを超える俸給月額を受けていた職員の切替日における俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、総理府令で定める。
(切替期間に異動した職員の俸給月額等)
- 5 切替日からこの法律の施行の日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、この法律

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案及び同報告書 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

- による改正前の防衛庁職員給与法(以下「旧法」という。)の規定により、新たに旧法別表第一若しくは別表第二又は一般職給与改正法による改正前の一般職の職員の給与に関する法律(以下「改正前の一般職給与法」という。)別表第一、別表第四若しくは別表第五(ハを除く。)から別表第八までの適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける俸給月額に異動のあつた職員のうち、総理府令で定める職員の新法の規定による当該適用又は異動の日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間は、総理府令で定める。
(切替日前に職務の等級を異にして異動した職員等の俸給月額等の調整)
- 6 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び総理府令で定めるこれに準ずる職員の切替日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、総理府令で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
(旧俸給月額等の基礎)
- 7 附則第二項から前項までの規定の適用については、旧法の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた俸給月額は、旧法及びこれに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならぬ。
(住居手当に関する経過措置)
- 8 切替期間において、旧法第十四條第二項において準用する改正前の一般職給与法第十一條の六の規定により住居手当を支給されていた期間のうち、新法第十四條第二項において準用する改正後の一般職給与法第十一條の六の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が旧法第十四條第二項において準用する改正前の一般職給与法第十一條の六の規定による住居手当の額に達

- しないこととなる期間がある職員のそれぞれその支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、新法第十四條第二項において準用する改正後の一般職給与法第十一條の六の規定にかかわらず、なお従前の例による。この法律の施行の際旧法第十四條第二項において準用する改正前の一般職給与法第十一條の六の規定によりこの法律の施行の日を含む引き続きいた期間の住居手当を支給することとされてきた職員のうち、新法第十四條第二項において準用する改正後の一般職給与法第十一條の六の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が旧法第十四條第二項において準用する改正前の一般職給与法第十一條の六の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員のこの法律の施行の日から昭和五十三年三月三十一日(同日前に政令で定める事由が生じた職員にあつては、政令で定める日)までの間の住居手当についても、同様とする。
(給与の内払)
- 9 職員が旧法の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、新法(住居手当については、新法第十四條第二項において準用する改正後の一般職給与法第十一條の六又は前項)の規定による給与の内払とみなす。
(政令への委任)
- 10 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に必要事項は、政令で定める。

理由

一般職の国家公務員の例に準じて防衛庁職員の俸給月額等を改定するとともに、当分の間、医療施設に勤務する看護婦等に対して、一般職の国家公務員の例により、育児休業給付を支給する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

- 1 議案の要旨及び目的
本案は、一般職の職員に準じて防衛庁職員の俸給月額等の改定を行い、昭和五十二年四月一日から実施しようとするもので、その要旨は次のとおりである。
- 2 参事官等及び自衛官の俸給月額を、一般職の職員に準じて改定する。
- 3 防衛大学校及び防衛医科大学校の学生の学生手当の月額を、四万五千七百円から四万八千六百円に引き上げる。
- 4 営外居住者に対する営外手当の月額を、四千五百円から四千八百二十円に引き上げる。
- 5 当分の間、医療施設に勤務する看護婦等に對し、一般職の職員に例により、育児休業給付を支給する。
- 6 なお、事務官等の俸給のほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、宿日直手当及び医師等に対する初任給調整手当については、一般職の職員の給与に関する法律の規定を準用又はその例によることとして行われるので、同法の改正によつて同様の改正が行われることとなる。
- 7 議案の可決理由
本案は、防衛庁職員の給与が一般職の職員の給与との権衡を考慮して定められている実情にかんがみ、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。
- 8 本案施行に要する経費は、約五百九十九億円で、本案施行に要する経費は、約五百九十九億円で、右報告する。

昭和五十二年十二月七日
内閣委員長 正示啓次郎
衆議院議長 保利 茂殿

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案
右
昭和五十二年十二月七日
内閣総理大臣 福田 赳夫
国会に提出する。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律
 裁判官の報酬等に関する法律(昭和二十三年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。
 第十五条中「七十三万円」を「八十万円」に、「五十九万八千円」を「六十五万三千円」に改める。
 別表を次のように改める。
 別表(第二条関係)

判 事 補		判 事										区 分	報 酬 月 額							
九号	八号	七号	六号	五号	四号	三号	二号	一号	八号	七号	六号	五号	四号	三号	二号	一号	最高裁判所長官	最高裁判所判事	東京高等裁判所長官	その他の高等裁判所長官
一五二、四〇〇円	一六八、九〇〇円	一七六、八〇〇円	一九〇、一〇〇円	二〇一、九〇〇円	二一九、〇〇〇円	二三七、三〇〇円	二五六、八〇〇円	二八五、九〇〇円	三五四、〇〇〇円	三九〇、〇〇〇円	四三四、〇〇〇円	四八〇、〇〇〇円	五五七、〇〇〇円	六五三、〇〇〇円	六九七、〇〇〇円	七八八、〇〇〇円	一、五五〇、〇〇〇円	一、一三〇、〇〇〇円	九五〇、〇〇〇円	八八〇、〇〇〇円

簡易裁判所判事										
十号	十一号	十二号	十三号	十四号	十五号	十六号	十七号	十八号	十九号	二十号
一四五、六〇〇円	一三六、二〇〇円	一三〇、六〇〇円	一五二、四〇〇円	一四五、六〇〇円	一三六、二〇〇円	一三〇、六〇〇円	一七六、八〇〇円	一九〇、一〇〇円	二〇一、九〇〇円	二一九、〇〇〇円

附 則
 1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の裁判官の報酬等に関する法律の規定は、昭和五十二年四月一日から適用する。
 2 裁判官が昭和五十二年四月一日以後の分として支給を受けた報酬その他の給与は、この法律による改正後の裁判官の報酬等に関する法律の規定による報酬その他の給与の内払とみなす。

昭和五十二年十二月七日 衆議院会議録第一号(一) 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

昭和五十二年十二月七日 衆議院會議録第一号(一)

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律 三 四

理由
 一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の給与を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

一 議案の要旨及び目的
 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

本案は、一般の政府職員の給与の改善に伴い、裁判官についても、一般の政府職員の例に準じて、その給与を改善する措置を講じようとするもので、その内容は次のとおりである。

1 最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官の報酬については、これに対応する内閣総理大臣その他の特別職の職員の俸給に、その他の裁判官の報酬については、これに対応する一般職の職員の俸給に、おおむね準じて、それぞれこれを増額する。

2 右の改正は、昭和五十二年四月一日にさかのほつて適用する。

二 議案の可決理由
 本案は、一般の政府職員の給与の改善に伴

い、裁判官の報酬についても改善の措置を講じようとするもので、妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、十六億四千五百万円である。

右報告する。

昭和五十二年十二月七日

法務委員長 上村千一郎

衆議院議長 保利 茂殿

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和五十二年十二月七日

内閣総理大臣 福田 赳夫

別表(第二条関係)
 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律(昭和二十三年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。第九条中「四十万円」を「四十三万四千円」に改める。別表を次のように改める。

区 分	俸 給 月 額
検 事 長	一、一三〇、〇〇〇円
次 長	八二〇、〇〇〇円
東 京 高 等 検 察 庁 検 事 長	八八〇、〇〇〇円
そ の 他 の 検 事 長	八一〇、〇〇〇円
一 号	七八八、〇〇〇円
二 号	六九七、〇〇〇円
三 号	六五三、〇〇〇円
四 号	五五七、〇〇〇円
五 号	四八〇、〇〇〇円
六 号	四三四、〇〇〇円
七 号	三九〇、〇〇〇円
八 号	三五四、〇〇〇円
九 号	二八五、九〇〇円
十 号	二五六、八〇〇円
十 一 号	二二七、三〇〇円
十 二 号	二一九、〇〇〇円
十 三 号	二〇一、九〇〇円
十 四 号	一九〇、一〇〇円
十 五 号	一七六、八〇〇円
十 六 号	一六八、九〇〇円
十 七 号	一五二、四〇〇円

副 検 事	十八号	一四五、六〇〇円
	十九号	一三六、二〇〇円
	二十号	一三〇、六〇〇円
	一号	三九〇、〇〇〇円
	二号	三〇一、一〇〇円
	三号	二八五、九〇〇円
	四号	二五六、八〇〇円
	五号	二三七、三〇〇円
	六号	二一九、〇〇〇円
	七号	二〇一、九〇〇円
	八号	一九〇、一〇〇円
	九号	一七六、八〇〇円
	十号	一六八、九〇〇円
	十一号	一五二、四〇〇円
	十二号	一四五、六〇〇円
	十三号	一三六、二〇〇円
	十四号	一三〇、六〇〇円
	十五号	一二三、〇〇〇円
	十六号	一一五、二〇〇円

附則
 1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律の規定は、昭和五十二年四月一日から適用する。
 2 検察官が昭和五十二年四月一日以後の分として支給を受けた俸給その他の給与は、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

理由
 一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官の給与を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和五十二年十二月七日 衆議院会議録第一号(一)

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
 議案の要旨及び目的
 本案は、一般の政府職員の給与の改善に伴い、検察官についても、一般の政府職員の例に準じて、その給与を改善する措置を講じようとするもので、その内容は次のとおりである。

1 検事総長、次長検事及び検事長の俸給については、これに対応する国務大臣その他の特別職の職員の俸給に、その他の検察官の俸給については、これに対応する一般職の職員の俸給に、おおむね準じて、それぞれこれを増額する。

2 右の改正は、昭和五十二年四月一日にさかのぼって適用する。

二 議案の可決理由
 本案は、一般の政府職員の給与の改善に伴い、検察官の俸給についても改善の措置を講じ

健康保険法及び船員保険法の一部を改正する法律
 (健康保険法の一部改正)
 第一条 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第三六級	三三〇、〇〇〇円	一〇、六七〇円	三三〇、〇〇〇円以上
第三七級	三四〇、〇〇〇円	一一、三三〇円	三四〇、〇〇〇円以上
第三八級	三六〇、〇〇〇円	一二、〇〇〇円	三五〇、〇〇〇円未滿
第三九級	三八〇、〇〇〇円	一二、六七〇円	三七〇、〇〇〇円未滿
			三三〇、〇〇〇円以上

改める。

ようとするもので、妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費
 本案施行に要する経費は、十一億五千八百万円である。
 右報告する。

昭和五十二年十二月七日

法務委員長 上村千一郎
 衆議院議長 保利 茂殿

健康保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案

右
 国會に提出する。
 昭和五十二年十二月七日
 内閣総理大臣 福田 赳夫

健康保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案

昭和五十二年十二月七日 衆議院會議録第一号(一)

健康保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案及び同報告書

三六

第八条中「報酬等」を「報酬(附則第二条第二項ニ規定スル賞与等ヲ含ム第九条第一項、第八十七條第一号及第八十八條ノ三第一項ニ於テ之ニ同シ)等」に改める。

第十一条第一項ただし書中「第七十九条ノ二」の下に「(附則第五条ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)」を加える。

第四十三條ノ八第一項第一号中「二百円」を「七百円」に改め、同項第二号中「六十円」を「二百円」に改め、「三十円」を「百円」に改める。

第四十七條第一項中「六月」を「一年六月」に改め、同条第二項を削る。

第八十七條第四号中「第七十七條本文」の下に「(附則第五条ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)」を加える。

附則を附則第一条とし、同条の次に次の四条を加える。

第二条 政府ハ本法ニ依ル健康保険制度ノ全般ニ関スル速ナル検討ニ因リ必要ナル措置ガ講ゼラルル迄ノ間其ノ管掌スル健康保険事業ニ要スル費用ニ充ツル為第七十一条乃至第七十二条及第七十七條乃至第七十九條ノ二ノ規定ニ依リ徴収スル保険料ノ外本条、次条及附則第五条ノ規定ニ依リ保険料(以下特別保険料ト称ス)ヲ徴収ス

賞与等ノ全部又ハ一部ガ金銭以外ノモノナル場合ニ於ケル其ノ価額ノ算定ニ付テハ第二条第二項ノ規定ヲ準用ス

第三條 事業主ハ被保険者ニ対シ金銭ヲ以テ賞与等ヲ支払フ場合ニ於テハ被保険者ノ負担スベキ特別保険料ヲ賞与等ヨリ控除スルコトヲ得

第四條 健康保険組合ハ本法ニ依ル健康保険制度ノ全般ニ関スル速ナル検討ニ因リ必要ナル措置ガ講ゼラルル迄ノ間第七十一条乃至第七十二条、第七十五條、第七十五條ノ二及第七十七條乃至第七十九條ノ二ノ規定ニ依リ徴収スル保険料ノ外其ノ規約ヲ以テ附則第二条第一項及第二項並ニ前条ノ規定ノ例ニ依リ特別保険料ヲ徴収スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ同項ノ規定ニ依リ其ノ例ニ依ルベキ附則第二条第二項中千分ノ二十トアルハ千分ノ二十ノ範囲内ニ於テ規約ヲ以テ定ムル率トス

第一項ノ場合ニ於テ賞与等ノ全部又ハ一部ガ金銭以外ノモノナル場合ニ於ケル其ノ価額ノ算定ニ付テハ第二条第二項及第三項ノ規定ヲ準用ス

第七十二条本文及第七十五條ノ規定ハ第一項ノ規定ニ依リ特別保険料ニ付テハ準用ス

第四条第一項の表中

第三五級	三四〇、〇〇〇円	二一、三三〇円	三三〇、〇〇〇円以上
第三六級	三六〇、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	三五〇、〇〇〇円未満
第三七級	三八〇、〇〇〇円	二二、六七〇円	三七〇、〇〇〇円以上

第二十八條ノ三第一項中「二百円」を「七百円」に改める。

第二十九條ノ三第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

船舶所有者ハ通勤ニ因ル疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ関スル療養ノ給付及療養費ノ支給ニ関シテハ被保険者又ハ被保険者タリシ者ニ対シ其ノ者ガ第二十八條ノ三若ハ第二十八條ノ六第二項ノ規定ニ依リ一部負担金トシテ支払フベキ費用ノ中厚生大臣ノ定ムル額ヲ交付シ又ハ被保険者若ハ被保険者タリシ者ガ支払ヒタル一部負担金ノ額若ハ前条ノ規定ニ依リ控除セラレタル一部負担金ニ相当スル額ノ中厚生大臣ノ定ムル額ヲ負担スベシ

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十三年一月一日から施行する。

(健康保険法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 昭和五十三年一月一日前に健康保険の被保険者の資格を取得して、同日まで引き続き被保険者の資格を有する者(健康保険法第二十条の規定による被保険者の資格を有する者及び同月から標準報酬を改定されるべき者を除く)のうち、昭和五十三年十二月の標準報酬月額が三十二万円であるもの(当該標準報酬月額の基礎となつた報酬月額が三十三万円未満である者を除く)の標準報酬額は、当該標準報酬月額の基礎となつた報酬月額をこの法律による改正後の同

法第三條第一項の規定による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなして、保険者が改定する。

前項の規定により改定された標準報酬額は、昭和五十三年一月一日から同年九月三十日までの標準報酬とする。

この法律の施行の日において現に病院又は診療所に収容されている者が当該疾病又は負傷及びこれにより発した疾病により同日以後引き続き病院又は診療所に収容されている場合における一部負担金については、この法律による改正後の健康保険法第四十三條ノ八第一項第二号(同法第四十三條ノ十六第二項において例による場合を含む)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

この法律の施行の日前にこの法律による改正前の健康保険法第四十七條に規定する支給期間が満了した傷病手当金の支給期間については、なお従前の例による。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第三条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第六十六條第三項中「六月間」を「一年六月間」に改める。

(国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行の日前に前条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第六十六條第三項に規定する支給期間が満了した傷病手当金の支給期間については、なお従前の例による。

(公共企業体職員等共済組合法の一部改正)
第五條 公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第四十四條第三項中「六月間」を「一年六月間」に改める。

(公共企業体職員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

第六條 この法律の施行の日前に前条の規定による改正前の公共企業体職員等共済組合法第四十四條第三項に規定する支給期間が満了した傷病手当金の支給期間については、なお従前の例による。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第七條 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。

第六十八條第三項中「六月間」を「一年六月間」に改める。

(地方公務員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

第八條 この法律の施行の日前に前条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法第六十八條第三項に規定する支給期間が満了した傷病手当金の支給期間については、なお従前の例による。

理由

医療保険制度の現状にかんがみ、標準報酬の合理化、一部負担金の額の改定及び傷病手当金の支給期間の延長を行うとともに、健康保険に関し、暫定措置として賞与等について特別保険料を徴取することとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

健康保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の要旨及び目的

本案は、健康保険制度の健全な運営と内容の充実を図るため、標準報酬の改定、一部負担金の額の改定及び傷病手当金の支給期間の延長を行うとともに、臨時的措置として賞与等についての特別保険料の徴取につき定め、あわせて、船員保険について標準報酬及び一部負担金の額の改定を行うとするもので、その要旨は次のとおりである。

(一) 健康保険法の一部改正

1 標準報酬の改定

標準報酬の上限を現行三十二万円から三十八万円に改定すること。

2 賞与等に関する特別保険料の徴取

(1) 政府管掌健康保険の被保険者の受ける賞与等について、当面の臨時的な措置として、賞与等を受けると、これに千分の二十を乗じて得た額を特別保険料として徴収するものとし、事業主及び被保険者は、それぞれ二分の一負担とすること。

(2) 健康保険組合においては、規約の定めるところにより、特別保険料を徴取できるものとし、その料率は千分の二十の範囲内、被保険者負担分は二分の一以下とする。

3 一部負担金の額の改定

(1) 初診時一部負担金の額を現行二百円から七〇円に改定すること。

(2) 入院時一部負担金の額を現行一日当たり六十円から二百円に改定すること。ただし、継続療養給付を受ける者の一部負担金の額は、現行一日当たり三十円から百円とする。

4 傷病手当金の支給期間の延長

傷病手当金の支給期間を現行六箇月から一年六箇月に延長すること。

(二) 船員保険法の一部改正

1 標準報酬の改定

標準報酬の上限を現行三十四万円から三十八万円に改定すること。

2 一部負担金の額の改定

初診時一部負担金の額を現行二百円から七〇円に改定すること。

(三) 施行期日等

1 この法律は、昭和五十三年一月一日から施行すること。

2 国家公務員共済組合法等各種共済組合法

に関し、傷病手当金の支給期間の延長につき、健康保険法の一部改正に準じた改正を行うこと。

二 議案の修正議決理由

健康保険制度の現状にかんがみ、標準報酬の改定及び傷病手当金の支給期間の延長等を行うことは、時宜に適合するものと認め、なお、一部負担金、特別保険料及び国民健康保険組合に対する国の補助金につき、修正を加えることを適当と認め、本案は、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した。

三 本案施行に要する経費及び修正の結果必要とする経費

1 健康保険

昭和五十二年度厚生保険特別会計(厚生省)

(別紙)

健康保険法及び船員保険法の一部を改正する法律(健康保険法の一部改正)

第一条 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

所管)の健康勘定において、標準報酬の改定による収入増は三十九億円、特別保険料の徴収による収入増は二十四億円、傷病手当金の支給期間の延長による支出増は十一億円、一部負担金の額の改定による支出減は三十億円の見込みである。

2 船員保険

昭和五十二年度船員保険特別会計(厚生省所管)の疾病部門において、標準報酬の改定による収入増は一億二百万円、一部負担金の額の改定による支出減は六千万円の見込みである。

本修正の結果、本年度の厚生保険特別会計健康勘定において、特別保険料の修正による収入減は約十二億円、初診時一部負担金の修正による収入増は約五億円、船員保険特別会計疾病部門において初診時一部負担金の修正による収入増は約千二百万円の見込みである。

四 国会法第五十七條の三の規定による内閣の意見の要旨

国会法第五十七條の三の規定に基づき、内閣を代表して小沢厚生大臣より「やむを得ない。」旨の意見が述べられた。

昭和五十二年十二月七日

社会労働委員長 橋本龍太郎

衆議院議長 保利 茂殿

(小字及び一は修正)

第三条第一項の表中

第三六級	三二〇、〇〇〇円	一〇、六七〇円	三二〇、〇〇〇円以上
第三七級	三四〇、〇〇〇円	一一、三三〇円	三三〇、〇〇〇円未満
第三八級	三六〇、〇〇〇円	一二、〇〇〇円	三三〇、〇〇〇円以上
第三九級	三八〇、〇〇〇円	一二、六七〇円	三七〇、〇〇〇円未満
			三七〇、〇〇〇円以上

改める。

第八条中「報酬等」を「報酬(附則第二條第二項ニ規定スル賞与等ヲ含ム第九條第一項、第八十七條第一号及第八十八條ノ三第一項ニ於テ之ニ同ジ)等」に改める。

第十一条第一項ただし書中「第七十九條ノ二」の下に「(附則第五條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)」を加える。

第四十三條ノ八第一項第一号中「二百円」を「七百円」に改め、同項第二号中「六十円」を「二百円」に、「三十円」を「百円」に改める。

第四十七條第一項中「六月」を「一年六月」に改め、同條第二項を削る。

第八十七條第四号中「第七十七條本文」の下に「(附則第五條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)」を加える。

附則を附則第一条とし、同條の次に次の四條を加える。

第二条 本法ニ依ル健康保険制度ニ付テハ其ノ全般ニ關スル速ナル検討ニ因リ健康保険法等の一部を改正する法律(昭和五十二年法律第三号)ノ施行後三年ヲ目途トシテ必要ナル措置ヲ講ゼラルベキトス

第三条 政府ハ本法ニ依ル健康保険制度ノ全般ニ關スル速ナル検討ニ因リ必要ナル措置ヲ講ゼラルル迄ノ間其ノ管掌スル健康保険事業ニ要スル費用ニ充ツル為第七十一條乃至第七十二條及第七十七條乃至第七十九條ノ二ノ規定ニ依リ徴取スル保険料ノ外本條、次條及附則第五條ノ規定ニ依リ保険料(以下特別保険料ト稱ス)ヲ徴取ス

特別保険料ノ額ハ被保険者(第二十條ノ規定ニ依ル被保険者及第七十一條ノ三ノ規定ニ依リ其ノ月ニ係ル保険料ヲ徴取セラレザル被保険者ヲ除ク)ガ賞与等(第二條第一項ニ規定スル賞金、給料、俸給、手当又ハ賞与及之ニ準ズベキモノ)ニシテ三月ヲ超ユル期間毎ニ受クルモノヲ謂フ以下之ニ同ジ)ヲ受ケタル月ニ付其ノ額(其ノ額ニ百円未満ノ端數アルトキハ之ヲ切捨ツ)ニ千分ノ二十ヲ乗ジテ得タル額トス

賞与等ノ全部又ハ一部ガ金錢以外ノモノナル場合ニ於ケル其ノ価額ノ算定ニ付テハ第二條第二項ノ規定ヲ準用ス

第七十二條本文ノ規定ハ特別保険料ニ付テハ準用ス、但シ被保険者ガ負担スベキ特別保険料ノ額ニ付テハ当分ノ間其ノ五分ノ二ヲ免除ス

國庫ハ前項但書ノ規定ニ依リ免除セラレタル特別保険料ノ額ニ相当スル額ヲ補助ス

第三条 事業主ハ被保険者ニ対シ金錢ヲ以テ賞与等ヲ支払フ場合ニ於テハ被保険者ノ負担スベキ特別保険料ヲ賞与等ヨリ控除スルコトヲ得

第七十八條第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第四条 健康保険組合ハ本法ニ依ル健康保険制度ノ全般ニ關スル速ナル検討ニ因リ必要ナル措置ヲ講ゼラルル迄ノ間第七十一條乃至第七十二條、第七十五條、第七十七條乃至第七十九條ノ二ノ規定ニ依リ徴取スル保険料ノ外其ノ規約ヲ以テ附則第二條第一項及第二項並ニ前條ノ規定ノ例ニ依リ特別保険料ヲ徴取スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ同項ノ規定ニ依リ其ノ例ニ依ルベキ附則第二條第二項中千分ノ二十トアルハ千分ノ二十ノ範圍内ニ於テ規約ヲ以テ定ムル率トス

第一項ノ場合ニ於テ賞与等ノ全部又ハ一部ガ金錢以外ノモノナル場合ニ於ケル其ノ価額ノ算定ニ付テハ第二條第二項及第三項ノ規定ヲ準用ス

第七十二條本文及第七十五條ノ規定ハ第一項ノ規定ニ依ル特別保険料ニ付テハ準用ス

第五條 第七十七條本文、第七十九條第一項但書ヲ除ク及第七十九條ノ二ノ規定ハ附則第二條第一項又ハ前條第一項ノ規定ニ依ル特別保険料ニ付テハ準用ス

(船員保険法の一部改正)

第二条 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表中

第三五級	三四〇、〇〇〇円	一一、三三〇円	三三〇、〇〇〇円以上
第三六級	三六〇、〇〇〇円	一二、〇〇〇円	三三〇、〇〇〇円未満
第三七級	三八〇、〇〇〇円	一二、六七〇円	三七〇、〇〇〇円以上
			三七〇、〇〇〇円未満

改める。

第二十八條ノ三第一項中「二百円」を「七百円」に改める。

第二十九條ノ三第二項中「前項」を「第一項」に改め、同條第一項の次に次の一項を加える。

船舶所有者ハ通勤ニ因リ疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ關スル療養ノ給付及療養費ノ支給ニ關シテハ被保険者又ハ被保険者タリシ者ニ対シ其ノ者ガ第二十八條ノ三若ハ第二十八條ノ六第二項ノ規定ニ依リ一部負担金トシテ支払フベキ費用ノ中厚生大臣ノ定ムル額ヲ交付シ又ハ被保険者若ハ被保険者タリシ者ガ支払ヒタル一部負担金ノ額若ハ前條ノ規定ニ依リ控除セラレタル一部負担金ニ相当スル額ノ中厚生大臣ノ定ムル額ヲ負担スベシ

(國民健康保険法の一部改正)

第三条 國民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第七十三條に次の一項を加える。

2 国は、前項の補助をする場合において、政令の定めるところにより、組合の財政力等を勘案して、その補助の額が療養の給付及び療養費の支給に要する費用の百分の四十に相当する額に達するまでの範圍内において、同項の補助の額を増額することができる。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十三年一月一日から施行する。ただし、第三条の規定及び附則第三条の規定は、同年四月一日から施行する。

(健康保険法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 昭和五十三年一月一日前に健康保険の被保険者の資格を取得して、同日まで引き続き被保険者の資格を有する者(健康保険法第二十條の規定による被保険者の資格を有する者及び同月から標準報酬を改定されるべき者を除く。)のうち、昭和五十三年十二月の標準報酬月額が三十二万円であるもの(当該標準報酬月額の基礎となつた報酬月額が三十三万円未満である者を除く。)の標準報酬額は、当該標準報酬月額の基礎となつた報酬月額をこの法律による改正後の同法第三條第一項の規定による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなして、保険者が改定する。

3 この法律の施行の日において現に病院又は診療所に収容されている者が当該疾病又は負傷及びこれにより発した疾病により同日以後引き続き病院又は診療所に収容されている場合における一部負担金については、この法律による改正後の健康保険法第四十三條ノ八第一項第二号(同法第四十三條ノ十六第二項において例による場合を含む。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 この法律の施行の前日にこの法律による改正前の健康保険法第四十七條に規定する支給期間が満了した傷病手当金の支給期間については、なお従前の例による。

第三条 昭和五十三年四月一日前に行われた療養の給付及び同日前に行われた療養に係る療養費の支給に要する費用についての国民健康保険組合に対する国の補助については、なお従前の例による。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第三条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)の一部を次のように改正する。

第六十六條第三項中「六月間」を「一年六月間」に改める。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第四条 この法律の施行の前条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第六十六條第三項に規定する支給期間が満了した傷病手当金の支給期間については、なお従前の例による。

(公共企業体職員等共済組合法の一部改正)

第五条 公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第百三十四号)の一部を次のように改正する。

第四十四條第三項中「六月間」を「一年六月間」に改める。

(公共企業体職員等共済組合法の一部改正)

第六条 この法律の施行の前条の規定による改正前の公共企業体職員等共済組合法第四十四條第三項に規定する支給期間が満了した傷病手当金の支給期間については、なお従前の例による。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第七条 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。

第六十八條第三項中「六月間」を「一年六月間」に改める。

昭和五十三年十二月七日 衆議院會議録第一号(一) 健康保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案及び同報告書 特定不況業種離職者臨時措置法案

(地方公務員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

第八条 この法律の施行の前条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法第六十八條第三項に規定する支給期間が満了した傷病手当金の支給期間については、なお従前の例による。

特定不況業種離職者臨時措置法案

右の議案を提出する。

昭和五十三年十二月七日

提出者

社会労働委員長 橋本龍太郎

特定不況業種離職者臨時措置法

目次

第一章 総則(第一条—第四条)

第二章 失業の予防(第五条)

第三章 職業紹介等に関する計画及び再就職援助等に関する計画(第六条—第八条)

第四章 特定不況業種離職者に対する特別措置(第九条—第十九条)

第五章 雑則(第二十条—第二十一条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、雇用の機会が著しく減少している状況の下で、特定不況業種に係る事業分野において一時に多数の離職者が発生することが見込まれること等の事情にかんがみ、失業の予防、再就職の促進等のための特別の措置を講じ、もつて特定不況業種離職者等の職業及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「特定不況業種」とは、我が国における経済基調の変化、国際経済環境の変化、長期にわたる不況等の経済的事情により、その製品又は役務の供給能力が著しく過剰となつており、かつ、その状態が長期にわたる継続することが見込まれ、このため、法令に基づく行為又は国の施策に基づき事業規模若しくは事業活動の縮小又は事業の転換若しくは廃止(以下「事業規模の縮小等」という。)がなされ、これに伴い相当数の離職者が発生し、又は発生するおそれがあると認められる業種で、当該離職者に関しこの法律で定める特別の措置を講ずる必要があるものとして政令で指定するものをいう。

2 前項の政令の制定又は改正の立案をしようとするときは、労働大臣は、あらかじめ、当該業種に係る主たる事業者団体及び労働組合の意見を聴かなければならない。

3 この法律において「特定不況業種事業主」とは、特定不況業種に属する事業を行う事業主(当該事業主から特定不況業種に属する事業に関し委託を受けて製造、修理その他の行為を業として行う事業主であつて労働省令で定めるものを含む。)をいう。

4 この法律において「特定不況業種離職者」とは、特定不況業種事業主が実施する当該特定不況業種に係る事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされた労働者であつて、現に失業しており、又はその職業が著しく不安定であるため失業と同様の状態にあると認められるもの(第十九條を除き、船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)第六條第一項に規定する船員と

昭和五十二年十二月七日 衆議院會議録第一号(一)

特定不況業種離職者臨時措置法案

四〇

なるうとする者を除く。をいう。

第三条 特定不況業種事業主は、その雇用する労働者について、配置転換、教育訓練又は雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)第六十一条の第二項若しくは第二項の雇用安定事業に係る教育訓練等の実施その他の必要な措置を講ずることにより、失業の予防に努めるとともに、離職を余儀なくされた場合における再就職の促進を図るため、公共職業安定所と協力して、求人の開拓その他再就職の援助に關し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 特定不況業種事業主及びその団体は、当該特定不況業種事業主の雇用する労働者の雇用の安定に關し、相互に協力するよう努めなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国は、特定不況業種に係る事業規模の縮小等に伴う労働者の失業を予防するため、事業主に対する必要な援助の措置を講ずるよう努めるとともに、特定不況業種離職者の再就職の促進に必要な施策を総合かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、前項の国の施策に協力するとともに、特定不況業種離職者の再就職の促進に努めなければならない。

第二章 失業の予防

第五条 第七条第一項に規定する再就職援助等に關する計画について同条第三項(第八条において準用する場合を含む。)の規定により公共職業安定所長の認定を受けた特定不況業種事業主が雇用保険法第六十一条の第二項の雇用安定事業に係る教育訓練等を実施する場合には、政府は、同条の規定により同条同項の雇用安定事業を行うものとする。

第三章 職業紹介等に関する計画及び再就職援助等に関する計画

第六条 労働大臣は、労働省令で定める特定不況

業種の区分ごとに、次項の資料を勘案して、特定不況業種離職者の再就職を促進するため、職業紹介等に関する計画を作成し、その計画に基づき必要な措置を講ずるものとする。

2 労働大臣は、前項の計画を作成するに当たっては、特定不況業種に係る事業者団体に対し、労働省令で定めるところにより、当該特定不況業種における労働力の需給見通しに關する資料の提出を求めるものとする。

(再就職援助等に関する計画)

第七条 特定不況業種事業主であつて、当該特定不況業種に係る一の事業所において相当数の労働者について離職及びその他の影響を生ずることとなる労働省令で定める事業規模の縮小等を行おうとするものは、労働省令で定めるところにより、離職者の再就職の援助その他当該労働者の雇用の安定に關する計画(以下「再就職援助等に関する計画」という。)を作成しなければならない。

2 前項の事業主は、再就職援助等に関する計画の作成に当たっては、当該事業所において、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合の、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者の意見を聴かなければならない。次項の規定により認定を受けた当該計画を変更しようとするときも、同様とする。

3 第一項の事業主は、再就職援助等に関する計画を作成したときは、労働省令で定めるところにより、当該事業主が実施する事業規模の縮小等に関する資料を添えて、公共職業安定所長に提出し、その認定を受けなければならない。当該認定を受けた計画を変更したときも、同様とする。

4 前項の場合において、公共職業安定所長は、再就職援助等に関する計画で定める措置の内容が不適当であると認めるときは、当該計画に係る事業主に対し、その内容の変更を求めると

ができる。この場合において、当該事業主がその求めに応じなかつたときは、公共職業安定所長は、同項の認定を行わないことができる。

5 第一項から前項までの規定は、特定不況業種事業主が、当該特定不況業種に係る一の事業所において、一箇月の期間内に、三十人以上の離職者を生ずることとなる事業規模の縮小等を行おうとする場合について準用する。この場合において、第三項中「労働省令で定めるところにより」とあるのは、「その離職者の生ずる日(その離職者の生ずる日が同一の日でない場合にあつては、当該離職者の生ずる最後の日)の少なくとも一箇月前に、労働省令で定めるところにより」と読み替へるものとする。

6 前項において準用する第三項の認定の申請をした特定不況業種事業主は、雇用対策法(昭和四十一年法律第百三十二号)の規定の適用については、同法第二十一条第一項の離職に係る届出をしたものとみなす。

7 第二条第一項の政令が制定され、又は改正されたことにより新たに特定不況業種が指定された場合において、当該新たに特定不況業種に属することとなつた事業に係る特定不況業種事業主が当該新たに指定された日から起算して一箇月内に第五項に規定する事業規模の縮小等を行おうとするときは、同項の規定の適用については、同項後段中「その離職者の生ずる日(その離職者の生ずる日が同一の日でない場合にあつては、当該離職者の生ずる最後の日)の少なくとも一箇月前に」とあるのは、「その離職者の生ずる日(その離職者の生ずる日が同一の日でない場合にあつては、当該離職者の生ずる最後の日)の少なくとも一箇月前に」とする。

8 第八条 特定不況業種事業主のうち、前条第一項及び第五項の事業主以外の事業主であつて、当該特定不況業種に係る事業所において事業規模の縮小等を行おうとするものは、労働省令で定めるところにより、再就職援助等に関する計画を作成し、公共職業安定所長の認定を求めるとができる。この場合においては、同条第二項

から第四項までの規定を準用する。

第四章 特定不況業種離職者に対する特別措置

(職業訓練)

第九条 労働大臣は、特定不況業種離職者の再就職を容易にするため、必要な職業訓練の実施に關し、訓練時期、訓練期間、職業訓練に係る職種、委託訓練、職業訓練施設、受講定員等について特別の措置を講ずるものとする。

2 前項の措置に係る専修職業訓練校における職業訓練に要する費用については、国は、職業訓練法(昭和四十四年法律第六十四号)第九十九条の規定による負担を行うほか、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その一部を負担することができる。

(特定不況業種離職者求職手帳)

第十条 公共職業安定所長は、特定不況業種離職者で次の各号に該当すると認定したものに對し、その者の申請に基づき、特定不況業種離職者求職手帳(以下「求職手帳」という。)を發給する。

一 当該離職が第七条第三項(同条第五項及び第八条において準用する場合を含む。)次号及び次項において同じ。の規定により認定を受けた再就職援助等に関する計画に含まれていないものであること。

二 第七条第三項の規定により認定を受けた再就職援助等に関する計画に係る事業主に当該離職の日まで一年以上引き続き雇用されていること。

三 労働の意思及び能力を有すること。

四 当該離職の日以後において新たに安定した職業に就いたことがないこと。

2 公共職業安定所長は、やむを得ない理由により特定不況業種事業主が再就職援助等に関する計画について第七条第三項の規定による認定を受けることができなかつたと認めるときは、当該離職の日まで一年以上引き続き当該特定不況

業種事業主に雇用されており、かつ、前項第三号及び第四号に該当すると認定した特定不況業種離職者に対しても、その者の申請に基づき、求職手帳を発給することができる。

3 求職手帳は、労働省令で定める期間、その効力を有する。

4 求職手帳は、公共職業安定所長が、当該求職手帳の発給を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その効力を失う。

一 労働の意思又は能力を有しなくなつたと。

二 新たに安定した職業に就いたとき。

三 次条第三項の規定に違反して再度就職指導を受けなかつたとき。

四 偽りその他不正の行為により、第十三条第一項又は第二項の給付金(事業主に対して支給するものを除く。)の支給を受け、又は受けようとしたとき。

5 前項の場合においては、公共職業安定所長は、その旨をその者に通知する。

6 第一項から前項までに定めるもののほか、求職手帳の発給の申請、発給、返納その他求職手帳に関し必要な事項は、労働省令で定める。(就職指導)

第十一条 公共職業安定所長は、求職手帳の発給を受けた者(以下「手帳所持者」という。)に対し、その者の再就職を促進するために必要な職業指導(以下「就職指導」という。)を行うものとする。

2 公共職業安定所長は、手帳所持者に対し、公共職業訓練施設の行う職業訓練を受けることその他その者の再就職を促進するために必要な事項を指示することができる。

3 手帳所持者は、労働省令で定めるところにより、定期的に、公共職業安定所長が指定した日に公共職業安定所に出頭し、就職指導を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げるいづれかの理由により公共職業安定所に出頭することができなかつたときは、この限りでない。

一 疾病又は負傷

二 公共職業安定所の紹介による求人者との面接

三 前項の規定により公共職業安定所長の指示した公共職業訓練施設の行う職業訓練の受講

四 天災その他やむを得ない理由

五 その他労働省令で定める理由

第十二条 就職指導は、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第九条の二第一項の就職促進指導官に行わせるものとする。(給付金の支給等)

第十三条 国は、他の法令の規定に基づき支給するものを除くほか、手帳所持者がその有する能力に適合する職業に就くことを容易にし、及び促進するため、手帳所持者又は事業主に対し、次の各号に掲げる給付金を支給することができる。

一 公共職業安定所長の指示した公共職業訓練施設の行う職業訓練を受けるために待期している間についての訓練待期手当又は手帳所持者の再就職の促進を図るための就職促進手当

二 広範囲の地域にわたる求職活動に要する費用に充てるための広域求職活動費

三 就職又は知識若しくは技能の習得をするための住所又は居所の変更を要する費用に充てるための移転費

四 前各号に掲げる給付金以外の給付金であつて、政令で定めるもの

2 都道府県は、他の法令の規定に基づき支給するものを除くほか、手帳所持者がその有する能力に適合する職業に就くことを容易にし、及び促進するため、手帳所持者又は事業主に対し、次の各号に掲げる給付金を支給することができる。

一 公共職業訓練施設の行う職業訓練又は作業

環境に適應させる訓練を受けることを容易にするための訓練手当

二 手帳所持者を作業環境に適應させる訓練を行うことを促進するための職場適応訓練費

3 国は、労働大臣が定める基準に従い、都道府県に対し、前項第一号に掲げる訓練手当に要する費用の三分の二を、同項第二号に掲げる職場適応訓練費に要する費用の二分の一を、それぞれ負担する。

4 第一項及び第二項の規定による給付金の支給に關し必要な基準は、労働省令で定める。

第十四条 前条第一項又は第二項の給付金の支給を受けることとなつた者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、事業主に係る当該権利については、国税滞納処分(その例による処分を含む。)により差し押さえられる場合は、この限りでない。

第十五条 租税その他の公課は、第十三条第一項及び第二項の給付金(事業主に対して支給するものを除く。)を標準として課することができる。

(宿舍の確保のための配慮)

第十六条 国は、手帳所持者が公共職業安定所の紹介により移転して就職することを容易にするため、宿舍の貸与その他宿舍の確保に關し特別な配慮をするものとする。

(雇用機会の増大のための措置)

第十七条 国は、手帳所持者の雇用を促進するため、手帳所持者を継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対する助成金の支給その他新規の雇用部門の開拓等雇用機会の増大を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(雇用保険法の特例)

第十八条 手帳所持者であつて雇用保険法第十五

条第一項に規定する受給資格者であるものうち、公共職業安定所長が次の各号に該当すると認められたものであり、かつ、同法第二十二條第一項第一号に規定する基準日において四十歳以上であるものについては、同法第二十三條第一項の規定にかかわらず、次項の規定による期間内の失業している日について、同法同条同項の規定により、同法同条同項の所定給付日数(同法同条同項に規定する所定給付日数をいう。以下この項において同じ。)を超える基本手当の支給を行うことができる。この場合において、当該所定給付日数を超えて基本手当を支給する日数は、同法同条同項後段の規定にかかわらず、同法同条同項後段の政令で定める日数に三十日を加えた日数を限度とするものとする。

一 所定給付日数に相当する日数分の基本手当の支給を受け終わる日(雇用保険法第二十四条から第二十八条までの規定により訓練延長給付、広域延長給付又は全国延長給付を受けている者にあつては、これらの規定によるこれらの給付が終る日)までに職業に就くことができる見込みがなく、かつ、特に再就職のために援助を行う必要があると認められる者

二 当該受給資格に係る離職後最初に公共職業安定所に求職の申込みをした日以後、正当な理由がなく、公共職業安定所の紹介する職業に就くこと、第十一条第二項の規定による公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受けること又は同条第三項の規定による就職指導を受けることを拒んだことのある者以外の者

2 前項及び雇用保険法第二十三條第一項の規定による基本手当の支給を受ける受給資格者の同法同条第二項に規定する支給期間は、当該期間に三十日を加えた期間とする。

3 第一項の規定の適用を受ける者に対する雇用

3 第一項の規定の適用を受ける者に対する雇用

3 第一項の規定の適用を受ける者に対する雇用

3 第一項の規定の適用を受ける者に対する雇用

昭和五十二年十二月七日 衆議院會議録第一号(一) 特定不況業種離職者臨時措置法案

昭和五十二年十二月七日 衆議院會議録第一号(一)

特定不況業種離職者臨時措置法案

四二

保険法の規定の適用については、同法第二十八
条第一項中「全国延長給付、個別延長給付」とあ
るの「全国延長給付、個別延長給付(特定不
況業種離職者臨時措置法(昭和五十二年法律第
号)第十八条第一項の規定によるものを含
む。以下同じ。とする。

(船員保険の特例)

第十九条 手帳所持者(特定不況業種離職者、
海運局(船員保険法(昭和十四年法律第七十三
号)第三十三条ノ四第一項に規定する海運局をい
う。以下この項において同じ)の長が、第十条
第一項各号に該当すると認定した者及び同条第
二項に規定する者に相当する者であると認定し
た者を含む。附則第二項において同じ。)であつ
て、同法第三十三条ノ三第一項の規定に該当す
るものうち、公共職業安定所(同法第三十三
条ノ四第一項に規定する公共職業安定所をい
う。以下この項において同じ)又は海運局(以
下この項において「公共職業安定所等」と総称す
る。)の長が、次の各号に該当すると認めたと
あり、かつ、同法第三十三条ノ十二第一項第
一号に規定する基準日において四十歳以上であ
るものについては、同法第三十三条ノ十二ノ二
第一項の規定にかかわらず、次項の規定による
期間内の失業している日について、同法同条同項
の規定により、同法同条同項の所定給付日数(同
法同条同項に規定する所定給付日数をいう。以
下この項において同じ)を超える失業保険金の
支給を行うことができる。この場合において、
当該所定給付日数を超えて失業保険金を支給す
る日数は、同法同条同項後段の規定にかかわら
ず、同法同条同項後段の政令で定める日数に三
十日を加えた日数を限度とするものとする。
一 所定給付日数に相当する日数分の失業保険
金の支給を受け終る日(船員保険法第三十
三条ノ十三から第三十三条ノ十三ノ三までの
規定により職業補導延長給付又は全国延長給
付を受けている者にあつては、これらの規定

によるこれらの給付が終る日)までに職業
に就くことができる見込みがなく、かつ、特
に再就職のために援助を行う必要があると認
められる者
二 当該求職資格に係る離職後最初に公共職業
安定所等に求職の申込みをした日以後、正
当な理由がなく、公共職業安定所等の紹介す
る職業に就くこと、第十一条第二項の規定に
よる公共職業安定所の長の指示した公共職業
訓練等を受けること、同条第三項の規定によ
る就職指導を受けること又は海運局の長の指
示した職業の補導を受けることを拒んだこと
のある者以外の者

2 前項及び船員保険法第三十三条ノ十二ノ二第
一項の規定による失業保険金の支給を受けるこ
とができる者の同法同条第二項に規定する支給
を受ける期間は、当該期間に三十日を加えた期
間とする。
3 第一項の規定の適用を受ける者に対する船員
保険法の規定の適用については、同法第三十三
条ノ十三ノ三第一項中「個別延長給付及職業補
導延長給付」とあるのは、「個別延長給付(特定
不況業種離職者臨時措置法(昭和五十二年法律
第 号)第十九条第一項ノ規定ニ依ルモノ
ヲ含ム以下同じ)及職業補導延長給付」とする。
第五章 雑則

(公共事業についての配慮等)
第二十条 労働大臣は、必要があると認めるとき
は、公共事業(国自ら又は国の負担金の交付を
受け、若しくは国庫の補助により地方公共団体
等が計画実施する公共的な建設又は復旧の事業
をいう。)を計画実施する国の機関又は地方公共
団体等(これらのものとの請負契約その他の契
約に基づいて、その事業を施行する者を含む。)
に対し、特定不況業種離職者の雇入れの促進に
ついて配慮するよう要請することができる。
2 中高年齢者の雇用の促進に関する特別措置
法(昭和四十六年法律第六十八号)第二十二条の

規定の適用については、同条中「中高年齢失業者
等」とあるのは、「中高年齢失業者等(特定不況業
種離職者臨時措置法に定める特定不況業種離職
者求職手帳の発給を受けた者を含む。)」と、同条
第一項中「特定地域における」とあるのは、「特定
地域又は指定地域(特定地域以外の地域であつ
て、特定不況業種離職者臨時措置法(昭和五十
二年法律第 号)に定める特定不況業種離
職者求職手帳の発給を受けた者及び中高年齢者
である失業者が就職することが著しく困難であ
る地域として労働大臣が指定するものをいう。)
における」と、「当該指定地域」とあるのは、「当該
特定地域又は当該指定地域」とする。
(中央職業安定審議会における専門部会の設置)
第二十一条 中央職業安定審議会に、特定不況業
種離職者等に関して講ずる再就職の促進等の措
置についての専門的事項を調査審議させるた
め、専門部会を置く。
2 専門部会の組織及び運営に関し必要な事項
は、労働省令で定める。

附則
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算して七日を経
過した日から施行する。
(この法律の失効)
2 この法律は、施行の日から起算して二年を経
過した日にその効力を失う。ただし、この法律
の失効の際現に手帳所持者である者に関して
は、第四章の規定は、なおその効力を有する。
(経過措置)

3 この法律の施行の日(以下次項までにおいて
「施行日」という。)において特定不況業種事業主
に該当することとなつた事業主が施行日前に実
施した当該特定不況業種に係る事業規模の縮小
等に伴い、昭和五十二年十二月一日から施行日
の前日までの間に離職を余儀なくされた労働者
は、この法律の規定の適用については、特定不
況業種離職者とみなす。この場合においては、

第十条第一項第一号中「第七条第三項(同条第五
項及び第八項において準用する場合を含む。次
号及び次項において同じ)の規定により認定を
受けた再就職援助等に関する計画」とあり、同
項第二号中「第七条第三項の規定により認定を
受けた再就職援助等に関する計画」とあるのは
「附則第四項の規定により確認を受けた同項の
報告書」と、同条第二項中「再就職援助等に関
する計画」について第七条第三項の規定による認
定」とあるのは「附則第四項の報告書について同
項の規定による確認」とする。
4 前項の規定により特定不況業種離職者とみな
された者に係る特定不況業種事業主は、施行日
から起算して一箇月内に、労働省令で定めると
ころにより、当該事業規模の縮小等に関する資
料を添えて、当該離職者に係る報告書を公共職
業安定所長に提出し、その確認を求めることが
できる。
(労働省設置法の一部改正)

5 労働省設置法(昭和二十四年法律第六十二
号)の一部を次のように改正する。
第十条第一項第八号中「及び建設労働者の雇
用の改善等に関する法律」を、「建設労働者の雇
用の改善等に関する法律及び特定不況業種離職
者臨時措置法(昭和五十二年法律第 号)
(第九条の規定を除く。)」に改める。
第十条の二第六号中「及び港湾労働者」を、「港
湾労働者及び特定不況業種離職者」に改める。
第十八条第一項中「及び建設労働者の雇用の
改善等に関する法律(これに基づく命令を含む。)
を」と、「建設労働者の雇用の改善等に関する
法律(これに基づく命令を含む。)」及び「特定不況
業種離職者臨時措置法(これに基づく命令を含
む。)」に改める。
(社会保険労務士法の一部改正)

6 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十
九号)の一部を次のように改正する。
別表第一第二十号の九の次に次の一号を加え

る。
一 特定不況業種離職者臨時措置法(昭和五十二年法律第 号)第十八条第一項の規定によるものを含む。以下同じ。とする。

二十の十 特定不況業種離職者臨時措置法
(昭和五十二年法律第 号)

理由

雇用の機会が著しく減少している状況の下で、特定不況業種に係る事業分野において一時に多数の離職者が発生することが見込まれること等の事情にかんがみ、特定不況業種離職者等の職業及び生活の安定に資するため、失業の予防、再就職の促進等に関し特別の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費
本案施行に要する経費としては、約四百十億円の見込みである。

国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法案

右の議案を提出する。

昭和五十二年十二月七日

提出者 社会労働委員長 橋本龍太郎

国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法

第一条 この法律は、漁業をめぐる国際環境が急激に変化している状況下における国際協定の締結等の事態に対処するための漁船の隻数の削減に伴い、一時に多数の漁業離職者が発生することが見込まれること等の事情にかんがみ、再就職の促進等のための特別の措置を講じ、もつて漁業離職者の職業及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「特定漁業」とは、我が国の漁業者が行う漁業について換業区域、漁獲量等に関し国際協定等により規制が強化されたことに対処するため、緊急に漁船の隻数を削減することを余儀なくされ、これに伴い一時に相当数の離職者が発生するものとして政令で定める業種に係る漁業をいう。

2 この法律において「漁業離職者」とは、特定漁業に従事していた者であつて、前項に規定する

国際協定等に対処するために漁業者が実施する漁船の隻数の削減(以下「減船」という。)に伴い離職を余儀なくされたものうち、現に失業しており、又はその職業が著しく不安定であるため失業と同様の状態にあると認められるものをいう。

(職業訓練)

第三条 労働大臣は、漁業離職者の再就職を容易にするため、必要な職業訓練の実施に関し、訓練時期、訓練期間、職業訓練に係る職種、委託訓練、職業訓練施設、受講定員等について特別の措置を講ずるものとする。

2 前項の措置に係る専修職業訓練校における職業訓練に要する費用については、国は、職業訓練法(昭和四十四年法律第六十四号)第九十九条の規定による負担を行うほか、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その一部を負担することができる。

(漁業離職者求職手帳)

第四条 公共職業安定所長は、漁業離職者で次の各号に該当すると認定したものに對し、その者の申請に基づき、漁業離職者求職手帳(以下「手帳」という。)を發給する。

- 一 当該離職の日が、当該減船の必要が生じた日として当該特定漁業ごとに労働省令で定める日から、当該減船が実施された日の翌日から起算して一週間を経過する日までの間(その期間内に離職しなかつたことについて特別の事情があると公共職業安定所長が認めるときは、その事情がやんだ日の翌日から起算して一週間を経過する日までの間)にあること。
- 二 当該離職の日まで一年以上引き続き当該減船に係る漁業者の行う特定漁業に従事していたこと又はこれに相当するものとして労働省令で定める状態にあつたこと。
- 三 労働の意思及び能力を有すること。
- 四 当該離職の日以後において安定した職業に就いたことがないこと。

2 前号第一号の労働省令の制定又は改正に当たつては、労働大臣は、農林大臣の意見を聴かなければならない。

3 手帳は、労働省令で定める期間、その効力を有する。

4 手帳は、公共職業安定所長が、当該手帳の發給を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その効力を失ひ、
一 労働の意思又は能力を有しなくなつたと
二 新たに安定した職業に就いたとき。

三 次条第三項の規定に違反して再度就職指導を受けなかつたとき。

四 偽りその他不正の行為により、第七条第一項又は第二項の給付金(事業主に対して支給するものを除く。)の支給を受け、又は受けようとしたとき。

5 前項の場合においては、公共職業安定所長は、その旨をその者に通知する。

6 第一項及び第三項から前項までに定めるもののほか、手帳の發給の申請、發給、返納その他手帳に関し必要な事項は、労働省令で定める。

(就職指導)

第五条 公共職業安定所長は、手帳の發給を受けた者(以下「手帳所持者」という。)に對し、その者の再就職を促進するために必要な職業指導(以下「就職指導」という。)を行うものとする。

2 公共職業安定所長は、手帳所持者に對し、公共職業訓練施設の行う職業訓練を受けることその他その者の再就職を促進するために必要な事項を指示することができる。

3 手帳所持者は、労働省令で定めるところにより、定期的に、公共職業安定所長が指定した日に公共職業安定所に出頭し、就職指導を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げるいずれかの理由により公共職業安定所に出頭することができなかつたときは、この限りでない。

- 一 疾病又は負傷

二 公共職業安定所の紹介による求人者との面接

三 前項の規定により公共職業安定所長の指示した公共職業訓練施設の行う職業訓練の受講

四 天災その他やむを得ない理由

五 その他労働省令で定める理由

(就職促進指導官)

第六条 就職指導は、職業安定法(昭和二十二年法律第四十一号)第九条の第二項の就職促進指導官に行わせるものとする。

(給付金の支給等)

第七条 国は、他の法令の規定に基づき支給するものを除くほか、手帳所持者がその有する能力に適合する職業に就くことを容易にし、及び促進するため、手帳所持者又は事業主に對し、次の各号に掲げる給付金を支給することができる。

一 公共職業安定所長の指示した公共職業訓練施設の行う職業訓練を受けるために待期している間についての訓練待期手当又は手帳所持者の再就職の促進を図るための就職促進手当

二 広範囲の地域にわたる求職活動に要する費用に充てるための広域求職活動費

三 就職又は知識若しくは技能の習得をするための住所又は居所の変更を要する費用に充てるための移転費

四 前各号に掲げる給付金以外の給付金であつて、政令で定めるもの

2 都道府県は、他の法令の規定に基づき支給するものを除くほか、手帳所持者がその有する能力に適合する職業に就くことを容易にし、及び促進するため、手帳所持者又は事業主に對し、次の各号に掲げる給付金を支給することができる。

- 一 公共職業訓練施設の行う職業訓練又は作業環境に適應させる訓練を受けることを容易にするための訓練手当
- 二 手帳所持者を作業環境に適應させる訓練を行うことを促進するための職場適応訓練費

昭和五十二年十二月七日 衆議院會議録第一号(一)

国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法案

四四

3 国は、労働大臣が定める基準に従い、都道府県に対し、前項第一号に掲げる訓練手当に要する費用の三分の二を、同項第二号に掲げる職場適応訓練費に要する費用の二分の一を、それぞれ負担する。

4 第一項及び第二項の規定による給付金の支給に關し必要な基準は、労働省令で定める。

(給付金の支給を受ける権利の譲渡等の禁止)

第八條 前条第一項又は第二項の給付金の支給を受けることとなつた者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、事業主に係る当該権利については、国税滞納処分(その例による処分を含む。)により差し押さえる場合は、この限りでない。

(公課の禁止)

第九條 租税その他の公課は、第七條第一項及び第二項の給付金(事業主に対して支給するものを除く。)を標準として課することができない。

(公共事業についての配慮)

第十條 労働大臣は、必要があると認めるときは、公共事業(国自ら又は国の負担金の交付を受け、若しくは国庫の補助により地方公共団体等が計画実施する公共的な建設又は復旧の事業をいう。)を計画実施する国の機関又は地方公共団体等(これらのものとの請負契約その他の契約に基づいて、その事業を施行する者を含む。)に対し、漁業離職者の雇入れの促進について配慮するよう要請することができる。

(船員とならうとする者に関する特例等)

第十一條 船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)第六條第一項に規定する船員とならうとする漁業離職者に關しては、第三條から第九條までの規定(第四條第一項(第一号及び第二号を除く。))中「労働大臣」とあるのは「運輸大臣」と、「労働省令」とあるのは「運輸省令」と、「公共職業訓練施設」の行「職業訓練」と

あるのは「職業訓練」と、「公共職業安定所」とあるのは「海運局」と、第四條第一項(第一号を除く。))中「公共職業安定所長」とあるのは「海運局長(運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)第三十九條の海運局長をいう。以下同じ。))」と、第七條第一項第二号中「広範囲の地域にわたる求職活動に要する費用に充てるための広域求職活動費」とあるのは「手帳所持者の知識及び技能の習得を容易にするための技能習得手当」とする。

2 前項に規定する漁業離職者に關しては、第三條第二項、第六條、第七條第二項及び第三項並びに前條の規定は、適用しない。

3 漁業再建整備特別措置法(昭和五十一年法律第四十三号)第十三條第一項中「他の法令」とあるのは、「国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法(昭和五十二年法律第...号)及びその他の法令」とする。

(船員保険法の特例)

第十二條 手帳所持者であつて船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第三十三條ノ三第一項の規定に該当するものうち、公共職業安定所(同法第三十三條ノ四第一項に規定する公共職業安定所をいう。又は海運局(同法第三十三條ノ四第一項に規定する海運局をいう。))以下この項において「公共職業安定所等」と総稱する。の長が次の各号に該当すると認められたものである。かつ、同法第三十三條ノ二第一項第一号に規定する基準日において四十歳以上であるものについては、同法第三十三條ノ二第一項の規定にかかわらず、次項の規定による期間内の失業している日について、同法同条同項の規定により、同法同条同項の所定給付日数(同法同条同項に規定する所定給付日数をいう。以下この項において同じ。)を超える失業保険金の支給を行うことができる。この場合において、当該所定給付日数を超えて失業保険金を支給する日数は、同法同条同項後段の規定にかかわらず、

ず、同法同条同項後段の政令で定める日数に三十日を加えた日数を限度とするものとする。

一 所定給付日数に相当する日数分の失業保険金の支給を受け終わる日(船員保険法第三十三條ノ三から第三十三條ノ三ノ三までの規定により職業補導延長給付又は全国延長給付を受けている者にあつては、これらの規定によるこれらの給付が終る日)までに職業に就くことができる見込みがなく、かつ、特に再就職のために援助を行う必要があると認められる者

二 当該受給資格に係る離職後最初に公共職業安定所等に求職の申込みをした日以後、正当な理由がなく、公共職業安定所等の紹介による職業に就くこと、第五條第二項の規定による公共職業安定所等の長の指示した職業訓練等を受けること又は同法第三十三條の規定による就職指導を受けることを拒んだことのある者以外の者

2 前項及び船員保険法第三十三條ノ二ノ二第一項の規定による失業保険金の支給を受けることができる者の同法同条第二項に規定する支給を受ける期間は、当該期間に三十日を加えた期間とする。

3 第一項の規定の適用を受ける者に対する船員保険法の規定の適用については、同法第三十三條ノ三ノ三第一項中「個別延長給付及職業補導延長給付」とあるのは、「個別延長給付(国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法(昭和五十二年法律第...号)第十二條第一項ノ規定ニ依ルモノヲ含ム以下同シ)及職業補導延長給付」とする。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して七日を経過した日から施行する。

(この法律の失効)

2 この法律は、施行の日から起算して二年を経過した日にその効力を失う。ただし、この法律の失効の際現に手帳所持者である者に關しては、なおその効力を有する。

(労働省設置法の一部改正)

3 労働省設置法(昭和二十四年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第十條第一項第八号中「炭鉱離職者臨時措置法(第五條及び第三章の規定を除く。))」を「炭鉱離職者臨時措置法(第五條及び第三章の規定を除く。)、国際協定の締結等に伴う漁業離職者に關する臨時措置法(昭和五十二年法律第...号(第三條の規定を除く。))」に改める。

第十條の二第六号中「炭鉱離職者」を「炭鉱離職者、漁業離職者」に改める。

第十八條第一項中「炭鉱離職者臨時措置法(これに基づく命令を含む。))」を「炭鉱離職者臨時措置法(これに基づく命令を含む。)、国際協定の締結等に伴う漁業離職者に關する臨時措置法(これに基づく命令を含む。))」に改める。

(社会保険労務士法の一部改正)

4 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に關する臨時措置法(昭和五十二年法律第...号)

理由

漁業をめぐる国際環境が急激に変化している状況下における国際協定の締結等の事態に対処するための漁船の隻数の縮減に伴い、一時に多数の漁業離職者が発生することが見込まれること等の事情にかんがみ、漁業離職者の職業及び生活の安定に資するため、再就職の促進等のための特別の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費
本案施行に要する経費としては、約七十五億円の見込みである。

国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和五十二年十二月七日
内閣総理大臣 福田 赳夫

国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道法の一部を改正する法律

(国有鉄道運賃法の一部改正)

第一条 国有鉄道運賃法(昭和二十三年法律第十二号)の一部を次のように改正する。

附則第十条の次に次の二条を加える。

(賃率等の決定の特例)

第十条の二 当分の間、鉄道の普通旅客運賃の賃率、航路の普通旅客運賃又は車扱貨物運賃の賃率は、第三条第一項、第四条又は第七条第二項の規定にかかわらず、運輸大臣の認可を受けて日本国有鉄道が定める賃率又は運賃による。

2 日本国有鉄道の一の事業年度の決算における繰越欠損金の額が、昭和五十一年十一月五日に日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)第五十四条の五の政令で定められた債務の昭和五十一年三月三十一日における未償還元金の合計額に相当する額を超えないこととなつたときは、当該決算の完結後、前項の規定により新たな賃率又は運賃を定めることはできないものとする。

第十条の三 前条第一項の規定により賃率又は運賃を定めることができる間においては、運輸大臣は、同項の賃率若しくは運賃又は第九条の二の運賃若しくは料金(以上「賃率等」という。)の認可をしようとするときは、当該認可に係る新たな賃率等の実施の日の属する日本国有鉄道の事業年度(以下「実施年度」という。)において実施されるすべての新たな賃率等の実施による収入の増加見込額の総額が、実施年度の日本国有鉄道の経費の増加見込額を超えないように、これをしなければならぬ。

2 前項の新たな賃率等の実施による収入の増加見込額は、新たな賃率等が実施年度の初日から末日まで実施されたとした場合における実施年度の収入の見込額から、新たな賃率等の実施により廃止される賃率等が実施年度の初日から末日まで実施されたとした場合における実施年度の収入の見込額を控除して得た額とする。

3 第一項の実施年度の日本国有鉄道の経費の増加見込額は、実施年度の前事業年度(以下単に「前事業年度」という。)の日本国有鉄道の経費の額に物価等変動率(日本国有鉄道の経費の変動に影響する物価及び賃金の変動を示す指標として、政令で定めるところにより、実施年度の初日の属する年の前年及び前々年の卸売物価指数、消費者物価指数及び賃金指数を基礎とし、日本国有鉄道の経費の構成を勘案して算定される率をいう。以下同じ。)を乗じて得た額から、前事業年度の日本国有鉄道の経費の額(前事業年度において実施された新たな賃率等がなかつた場合又はこれに準ずるものとして政令で定める場合は、実施年度の前々事業年度の日本国有鉄道の経費の額)を控除して得た額とする。この場合において、前事業年度の決算が完結していないときは、実施年度の前々事業年度の日本国有鉄道の経費の額に物価等変動率を乗じて得た額を前事業年度の日本国有鉄道の経費の額とする。

4 第一項及び前項の日本国有鉄道の経費は、日本国有鉄道法第三条第一項第一号及び第二号に掲げる業務並びにこれらの業務に係る同項第五号に掲げる業務に係る日本国有鉄道の経費に限るものとする。

項第五号に掲げる業務に係る日本国有鉄道の経費に限るものとする。

(日本国有鉄道法の一部改正)

第二条 日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項を次のように改める。

日本国有鉄道は、他の法律に定めるもののほか、その業務の運営に必要がある場合又はその財政上必要がある場合には、運輸大臣の認可を受けて、日本国有鉄道の委託によりその業務の一部を行う事業、その運送事業と密接に関連する運輸に関する事業、その所有する施設又は土地の高度利用に資する事業及びその営業線の利用の促進に資する事業に投資することができる。

第五十四条の十中「ときは、」の下に「日本国有鉄道に対し、国の予算の範囲内において必要な資金を無利子で貸し付けることができるものとし、及び」を加える。

附則

(施行期日)
1 この法律中、第一条及び次項の規定は昭和五十三年三月三十一日から、第二条の規定は公布の日から施行する。

2 鉄道の普通旅客運賃の賃率、航路の普通旅客運賃及び車扱貨物運賃の賃率については、第一条の規定による改正後の国有鉄道運賃法附則第十条の二第一項の規定により定められた賃率又は運賃が実施されるまでの間は、なお従前の例による。

理由
日本国有鉄道の経営の現状にかんがみ、鉄道の普通旅客運賃の賃率、航路の普通旅客運賃及び車扱貨物運賃の賃率の決定について臨時の特例を定め、あわせて、日本国有鉄道の投資の対象となる事業の範囲を拡大する等の措置を講ずることにより、その経営の健全性の確立を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
議案の要旨及び目的
本案は、日本国有鉄道の経営の現状にかんがみ、鉄道の普通旅客運賃の賃率、航路の普通旅客運賃及び車扱貨物運賃の賃率の決定について臨時の特例を定め、あわせて、日本国有鉄道の投資の対象となる事業の範囲を拡大する等の措置を講ずることにより、その経営の健全性の確立を図らうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

(一) 国有鉄道運賃法の一部改正
1 当分の間、鉄道の普通旅客運賃の賃率、航路の普通旅客運賃又は車扱貨物運賃の賃率は、運輸大臣の認可を受けて日本国有鉄道が定める賃率又は運賃によることとし、日本国有鉄道は、特定債務に相当する額(二兆五千四百四億五百万円)を除いた累積赤字が解消されたときは、これらの賃率又は運賃を定めることができるものとする。

2 運輸大臣は、右の賃率若しくは運賃又は賃率等(以下「賃率等」という。)の認可をしようとするときは、実施年度において実施されるすべての新たな賃率等の実施による平年度収入の増加見込額の総額が、実施年度の経費の増加見込額を超えないように、これをしなければならぬものとする。

3 右の実施年度の経費の増加見込額は、前事業年度の経費の額に物価等変動率を乗じて得た額から、前事業年度の経費の額(前事業年度において実施された新たな賃率等がなかつた場合又はこれに準ずるものとして政令で定める場合は、前々事業年度の経費の額)を控除して得た額とする。この場

昭和五十二年十二月七日 衆議院会議録第一号(一)

国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道法の一部を改正する法律案及び同報告書

昭和五十二年十二月七日 衆議院會議録第一号(一)

船員の雇用の促進に関する特別措置法案

四六

合において、前事業年度の決算が完結して
いないときは、前々事業年度の経費の額に
物価等変動率を乗じて得た額を前事業年度
の経費の額とする。

4 右の経費は、日本国有鉄道の行方鉄道事
業、連絡船事業及びこれらの附帯事業の経
営並びにこれらの業務に係る発送電及び電
気通信に係る経費に限るものとする。

(二) 日本国有鉄道法の一部改正

1 日本国有鉄道が投資することができる事
業の範囲を拡大し、新たに、日本国有鉄道
の委託によりその業務の一部を行う事業、
その所有する施設又は土地の高度利用に資
する事業及びその営業線の利用の促進に資
する事業に投資することができることとす
る。

2 政府は、日本国有鉄道の経営の健全性を
確立するため必要があるときは、日本国有
鉄道に対し、国の予算の範囲内において必
要な資金を無利子で貸し付けることができ
るものとする。

(三) 施行期日

国有鉄道運賃法の改正規定は昭和五十三年
三月三十一日から施行し、日本国有鉄道法の
改正規定は公布の日から施行する。

二 議案の可決理由

日本国有鉄道の経営の現状にかんがみ、鉄道
の普通旅客運賃の賃率、航路の普通旅客運賃及
び車扱貨物運賃の賃率の決定について臨時の特
例を定め、あわせて、日本国有鉄道の投資の対
象となる事業の範囲を拡大する等の措置を講ず
ることは、適切なものと認め、これを可決すべ
きものと議決した次第である。

昭和五十二年十二月七日

運輸委員長 大野 明
衆議院議長 保利 茂殿

船員の雇用の促進に関する特別措置法案
右の議案を提出する。
昭和五十二年十二月七日

提出者 運輸委員長 大野 明

船員の雇用の促進に関する特別措置法案

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 就職促進給付金(第三条・第六条)

第三章 船員雇用促進センター(第七条―第十
五条)

第四章 罰則(第十六条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、海上企業をめぐる経済事情
及び国際環境の変化等により離職を余儀なくさ
れる船員の数が増大していること等の状況にか
んがみ、船員の雇用の促進に関し必要な措置を
講ずることにより、船員の職業及び生活の安定
に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「船員」とは、船員職業
安定法(昭和二十三年法律第百三十号)第六条第
一項に規定する船員をいう。

第二章 就職促進給付金

(就職促進給付金)
第三条 政府は、他の法令の規定に基づき支給す
るものを除くほか、海上企業をめぐる経済事情
及び国際環境の変化等による事業の規模の縮小
等に伴い離職を余儀なくされた船員であつて再
び船員とならうとするものの就職を容易にし、
及び促進するため、求職者又は事業主に対し
て、次の各号に掲げる給付金(以下「就職促進給
付金」という。)を支給することができる。

一 求職者の求職活動の促進とその生活の安定

とを図るための給付金
二 求職者の知識及び技能の習得を容易にする
ための給付金
三 就職又は知識若しくは技能の習得をするた
めの移転に要する費用に充てるための給付金
四 前三号に掲げる給付金以外の給付金であつ
て、政令で定めるもの

2 就職促進給付金の支給を受けることができる
者の範囲その他就職促進給付金の支給に関し必
要な基準は、運輸省令で定める。

3 前項の基準の作成及びその運用に当たつて
は、他の法令の規定に基づき支給する給付金で
これに類するものとの関連を十分に参酌し、船
員の就職が促進されるように配慮しなければな
らない。

(譲渡等の禁止)

第四条 就職促進給付金の支給を受けることとな
つた者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、
担保に供し、又は差し押さえることができな
い。ただし、事業主に係る当該権利については
は、国税滞納処分(その例による処分を含む)
により差し押さえる場合は、この限りでない。

(公課の禁止)

第五条 租税その他の公課は、就職促進給付金
(事業主に対して支給するものを除く。)を標準
として、課することができない。

(報告の徴収)

第六条 海運局長(運輸省設置法(昭和二十四年法
律第百五十七号)第三十九条の海運局長をい
う。)は、就職促進給付金の支給を受け、又は受
けた者から当該給付金の支給に関し必要な事項
について報告を求めることができる。

第三章 船員雇用促進センター

(指定)

第七条 運輸大臣は、次の各号に掲げる要件を備
える者の申請があつた場合において、その者が
次条各号に掲げる事業(以下「船員雇用促進等事
業」という。)を適正かつ確実に行うことができ

ると認められるときは、この章の定めるところ
により船員雇用促進等事業を行う者として、指
定することができる。

一 申請者が民法(明治二十九年法律第八十九
号)第三十四条の規定により設立された法人
であること。

二 申請者が第十五条の規定により指定を取り
消され、その取消の日から五年を経過して
いない者でないこと。

三 申請者の役員のうち、禁治産者若しくは
準禁治産者又は破産者で復権を得ないものが
ないこと。

四 申請者の役員のうち、三年の徴役又は禁
錮の刑以上の刑に処せられ、その執行を終わ
り、又は執行を受けることがなくなつた日か
ら二年を経過していない者がいないこと。

運輸大臣は、前項の指定をしたときは、その
指定した者(以下「船員雇用促進センター」とい
う。)の名称、住所及び事務所の所在地を官報で
公示しなければならない。

3 船員雇用促進センターは、その名称、住所又
は事務所の所在地を変更しようとするときは、
あらかじめ、その旨を運輸大臣に届け出なけれ
ばならない。

4 運輸大臣は、前項の規定による届出があつた
ときは、その旨を官報で公示しなければならない。

(船員雇用促進等事業)

第八条 船員雇用促進センターは、船員の雇用の
促進等を図るため、次の各号に掲げる事業を行
うものとする。

- 一 船員に係る求人の開拓その他船員の職域の
開拓及び船員の就職の奨励を行うこと。
- 二 船員の知識又は技能の習得及び向上のため
の訓練(以下「技能訓練」という。)を行うため
の施設の設置及び運営並びに事業主その他の
者の行う技能訓練の援助を行うこと。
- 三 前二号に掲げるもののほか、船員の雇用の

促進及び安定のために必要な事業を行うことと。

(船員職業安定法の適用除外等)

第九条 船員職業安定法第三十三条の規定は、船員雇用促進センターについては適用しない。

2 船員職業安定法第十六条から第二十一条までの規定は、船員雇用促進センターの行う船員職業紹介について準用する。

(事業計画等)

第十条 船員雇用促進センターは、毎事業年度開始前に(第七条第一項の指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後速やかに)、事業計画及び収支予算を作成し、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 船員雇用促進センターは、毎事業年度経過後三月以内に、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、運輸大臣に提出しなければならない。

(役員を選任及び解任)

第十一条 船員雇用促進センターの役員を選任及び解任は、運輸大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

2 運輸大臣は、船員雇用促進センターの役員が、この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくは処分違反する行為をしたとき、又はその在任により船員雇用促進センターが第七条第一項第三号若しくは第四号に掲げる要件に適合しなくなるときは、船員雇用促進センターに対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(秘密の厳守)

第十二条 船員雇用促進センターの船員雇用促進等事業に従事する役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、船員雇用促進等事業に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。

(補助)

第十三条 国は、予算で定める金額の範囲内において、船員雇用促進センターに対し、船員雇用促進等事業に要する費用の一部を補助することができる。

第十四条 運輸大臣は、この章の規定を施行するため必要があると認めるときは、船員雇用促進センターに対し、監督上必要な命令をすることができる。

(監督命令)

第十五条 運輸大臣は、船員雇用促進センターが次の各号の一に該当するときは、第七条第一項の指定を取り消すことができる。

(指定の取消し)

一 船員雇用促進等事業を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二 第十一条第二項又は前条の規定による処分違反したとき。

2 運輸大臣は、前項の規定により第七条第一項の指定を取り消したときは、その旨を官報で公示しなければならない。

第四章 罰則

第十六条 第六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の刑を科する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して七日を経過した日から施行する。

(就職促進給付金に関する特別措置)

2 特定不況業種離職者臨時措置法(昭和五十二年法律第 号)第二条第一項の特定不況業種(以下「特定不況業種」という。)に係る業務に従事していた船員であつて当該特定不況業種に係る事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされたもの(同法の施行の日(以下「施行日」という。)において同条第三項の特定不況業種事業主に該当することとなつた事業主が施行日前に実施した当該特定不況業種に係る事業規模の縮小等に伴い、昭和五十二年十二月一日から施行日の前日までの間に離職を余儀なくされた船員を含む。)(この法律の施行の日から起算して二年を経過する日までに離職した者に限る。)のうち、特定不況業種離職者求職手帳の発給の要件を参酌して運輸省令で定める基準に適合する者に係る第三条の規定による就職促進給付金の支給については、同法の規定による給付金等の支給の例に準じて特別の措置(技能訓練を受けるために待期している間についての訓練待期手当の支給を含む。)を講ずるものとする。

理由

海上企業をめぐる経済事情及び国際環境の変化等により離職を余儀なくされる船員の数が増大していること等の状況にかんがみ、船員の職業及び生活の安定に資するため、船員の雇用の促進に関し必要な措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、約一億七千万円の見込みである。

昭和五十二年十二月七日 衆議院會議録第一号(一)

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

号外

昭和五十二年十二月七日

○第八十三回国衆議院会議録 第一号(二)

昭和五十二年十二月七日(水曜日)

開会式

午後零時五十八分 参議院議長、衆議院参議院の副議長、常任委員長、議員、内閣総理大臣その他の国務大臣及び最高裁判所長官は、式場である参議院議場に入り、所定の位置に着いた。午後一時一分 天皇陛下は、衆議院議長の前行で式場に入れられ、お席に着かれた。衆議院議長は、左の式辞を述べた。

天皇陛下の御臨席をいただき、第八十三回国会の開会式を行ひにあたり、衆議院及び参議院を代表して、式辞を申し述べます。

現下内外の諸情勢は、まことに多端であり、緊急に処理すべき幾多の問題があります。

われわれは、この際、当面する諸問題に対処して、すみやかに適切な施策を講じ、もつて国民生活の安定につとめなければなりません。

ここに、開会式にあたり、われわれに負荷された使命達成のために最善をつくし、もつて国民の委託にこたえようとするものであります。

次いで、天皇陛下から左のおことばを賜った。

本日、第八十三回国会の開会式に臨み、全国民を代表する諸君と親しく一堂に会すること、私は、私の深く喜びとするところであります。

現下の内外の諸情勢は誠に厳しいものがあります。このときに当たり、全国民が相協力し、国民生活の安定を図るとともに、諸外国との友好関係を維持増進していくことは、極めて重要であると思ひます。

ここに、国会が、国権の最高機関として、その使命を遺憾なく果たし、国民の信託にこたえることを切に望みます。

衆議院議長は、おことば書をお受けした。

午後一時六分 天皇陛下は、参議院議長の前行で式場を出られた。

次いで、一同は式場を出た。

午後一時七分式を終る

昭和五十二年十二月七日 衆議院會議録第一号(口)

五〇

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部二二〇円

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号

大蔵省印刷局

電話 東京 五八二 四四二一(大代) 一〇七